予算審査特別委員会記録

<歳入、総務部、くらし創造部、景観・環境局>

開催日時 平成28年3月14日(月) 10:03~15:52

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

田尻 匠 委員長

阪口 保 副委員長

亀田 忠彦 委員

山中 益敏 委員

松本 宗弘 委員

川田 裕 委員

井岡 正徳 委員

西川 均 委員

中野 雅史 委員

荻田 義雄 委員

小泉 米造 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事

野村 総務部長

長岡 危機管理監

中 くらし創造部長兼景観・環境局長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事 2月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

〇田尻委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の欠席はありませんが、松本、井岡両委員はおくれると連絡を受けておりますので、 ご了承をお願いします。また理事者では、中井ファシリティマネジメント室長が欠席で、 かわりに太田室長補佐が出席ですので、ご了承をお願いします。

なお、今井委員から請求がありました各種基金の資料をお手元にお配りしていますので、 よろしくお願いします。

それでは、日程に従い、歳入、総務部、くらし創造部、景観・環境局の審査を行います。 これより質疑に入ります。その他の事項も含めて質疑等があればご発言をお願いします。 なお、理事者の皆さんは委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。 それでは、発言を願います。

〇川田委員 本日から審議が始まりますが、よろしくお願いいたします。

まず、委員長、本日、歳入、総務部、くらし創造部、景観・環境局と書いていますが、 款でいえば何番になりますか。全く書いてないので、どこを審議していいのか、普通は款 の名前で示されているのですが、部の名前で示されているので、間違っていたらと思いま して。

- **〇田尻委員長** なるほど。ちょっとお待ちください。
- ○川田委員 まず財政のほうにお聞きしたいのですが、今回予算を組まれ平成28年度は、約5,000億円の予算でスタートしていくわけです。平成26年度の決算で、反省点や組み替えをしていくところなどあると思います。その点を踏まえて、どういうところを注意して今回の予算の取り組まれたのかをまずお聞きしたいと思います。
- ○岡野財政課長 今回の予算編成における留意点ということで、お尋ねいただきました。 従来から変わっていませんが、本県は税収構造等が弱い面がありますので、特に事業を 行うに当たっては、有利な財源を積極的にとりにいくこと、また県債についても交付税措 置のある県債を積極的に使うことで、持続可能な財政運営を行うという観点に留意して予 算を編成したところです。

既存事業についてもただ継続するだけではなく、予算編成に当たり各種の必要性等の見 直しを行い策定をしたという状況です。

〇川田委員 ありがとうございます。 PDCAで特に直した部分はどういうところですか。 政策に対する評価がいつも出されますけれども、今回ももっとよくなる奈良県というのが 青山知事公室次長から出されました。 ヒアリング等も行ったと思いますが、どういうとこ ろを財政課として特に点検して、重点的な審議になったのかをお聞かせいただきたいと思 います。

〇岡野財政課長 予算編成に当たりましては、必要な施策をまず実行するという観点に立

っています。従来からの財政運営の方式としては、入るをはかって出ずるを制すという考え方もあるようですけれども、今後の県政運営を見た場合には、将来に向けた税源の涵養といった部分もかなり必要であろうと。まずはどういった取り組みが必要なのかを議論させていただきました。

多分12月定例県議会で知事も答弁しておりますけれども、予算編成の過程だけではなく、本県では夏場の時点からいろいろ県政の現状を見て問題点を洗い出し、また何が必要なのかと全庁的な議論を行い、その中でどういう取り組みが必要だという議論を進めて、それを予算編成につなげるといった形でやっております。

今回予算を出させてもらっていますが、税収などの見込みを聞き、また国の地方債計画 や国の補助金をとってくるのが必要ですので、そういうことを最大限やり、必要なものに 予算をつけていったということです。

〇川田委員 一般的な回答であったと思うのは、具体的に聞きまして、スクラップ・アンド・ビルドで限られた財政の中でやっていかれるわけですから、今回どういったものをスクラップされて、そして新たにビルドされたのかをお聞きしたいと思います。

〇岡野財政課長 スクラップ・アンド・ビルドという観点にいきますと、範囲はかなり全 庁に広がりますので、総括的な言い方になりますけれども、特に既存事業の見直し、今年 度の予算編成ではソフト事業について、効果を見た上でいろいろ見直しをさせていただい たと。そういった中で、廃止、休止事業は83事業に及んでいます。

それから、単にやめるなどだけではなくて、実施する事業においては今年度の予算の執行を見た上で改良する点、同じお金を使うのならできるだけ効果的になるように事業の見直しもさせていただいた点です。以上です。

○川田委員 具体的なところは後で聞いていきますが、そうしたら今年の法定事務等々、 自治事務等がありますが、自治事務の割合はどのくらいですか。ことしの税収も円安の影響で、伸びたこともあり、そういったものも若干は使いやすくなったかと思うので、その 自治事務の割合を教えていただけますか。

○岡野財政課長 予算の全体に占める自治事務の割合を金額面で今のところ積算していませんので、すぐに数値としてはお答えできませんが、地方行政の予算全般を見たときの特徴としては、歳出全般に占める公債費や人件費、扶助費など義務的な経費は毎年半分ぐらいのウエートを占めています。これに入っていなくても、例えば福祉施策に関する市町村への補助金や、今年度当初予算では税収がかなりふえましたので、市町村への税の交付金

など義務的なものもかなりあるとご理解いただきたいと思います。以上です。

〇川田委員 法定事務は法に基づいてやられる事務ですけど、自治事務はみずからの責任 において考えられていく事務なので、その割合がわからないのがびっくりしました。

それと、今回の予算の審議に入っていくにおいて大前提になってきますが、歳入、特に地方税が伸び予算が上積みされ、それから考えて人件費もかなり、先ほど出ましたけれども、義務的経費で大きな予算を占めておりますので、奈良県の推移はずっと見ていますが、地方税等の税収の金額が人件費と同額に近い金額でずっと推移しているのです。最近少しましになってきたのですかね。この点についてはどのようにお考えですか。本来であれば税は民間にできないことをみんなでお金を出し合って、自分たちの自治をつくるためにそれを使っていくのが大前提にあると思うのですけれど、税金を投入した、そのほとんどが人件費であることは、是非の云々ではなくて、大きな議論をやっていかなければいけない観点だと思うのですが、そのあたりについてはどのようなご審議をされたのでしょうか。

〇岡野財政課長 職員定数があってそこにそれぞれの人件費を積み上げていくということで、最終的にこのような数字になっている状況です。

先ほど委員からは、税収と人件費が同等ではないか、このぐらいのレベルでいいのかというご指摘があったと思いますが、財政指標には経常収支比率という指標があります。一般的に入ってくる税収で経常的な経費をどのぐらい賄っているのか。当然のことながら100に近いほど恒常化しているということです。ご参考に申し上げますと、本県の、平成26年度の決算の経常収支比率は92.0という数字です。これも参考ですが、全国ではよいほうから11番目になっていますので、かなり絞れてきている感じはしています。

○川田委員 経常比率など公債比率等の関係もあり、単年度の分、どれだけ使えるお金があるかないかという指標になると、そういった背景は別に、大きな自治体になればなるほどスケールメリットということがあり、当然、税収に対しての人件費率は低くなってくるわけで、関西圏でいえば一番多いのは和歌山県で、その次に奈良県が来ているわけです。

今回なぜこういう話をするかというと、今回の給料を引き上げる勧告ですが、経済センサスの見方からいえば上位の2.4%の、わずかなところから計測した数値で、今回は民間に合わせなければならないのだと言っているけれども、実際に税収は上がったけれども、実際その分はほとんど人件費に消えていくのだと。県民感情から考えてこの点をどのようにお考えになられてるのか、まずお聞きしているのです。

〇枡井人事課長 給与の改定の面から話をいたしますが、先日も知事が答弁しましたが、

奈良県の場合、人事委員会勧告に基づいて給与改定を実施しています。人事委員会の給与 勧告制度は、ご承知のとおりと思いますけれども、民間の企業実態調査を一定の手法で実 施しており、その結果に基づいて実施していますので、適正な企業実態を把握しての給与 の引き上げだと考えています。

以上のことから、給与の改定という面からは適正に見直されていると考えてます。

〇川田委員 人事課長にお答えいただくのは無理もあるかと思いますので、今のは後でまた議論が出てくるので流していきたいと思います。まず、もうこんなことを言っていても 仕方がないので本題に入っていきたいのですが。

今年度、国も地方交付税は若干下げたと、地方財政計画等々いろいろあるのですけれど、 ことしの地方財政の特徴からお聞かせください。

- ○岡野財政課長 今年度の地方財政計画の特徴ですが、一般財源で昨年度に比べて0.
- 1%の増という特徴があったかと思います。

それと、国でも税収が伸びていますので、地方交付税の比率が多くなり臨時財政対策債 のほうの比率が減ったという特徴があると思います。以上です。

〇川田委員 ことしの地方財政計画の中から見て、地方交付税等々はそんなに大きく変わっていないですが、臨時財政対策債が税収増によって減らされてることもあります。

それともう一つ、今、国でも特に議論をされているのが人口減少で、人口減少により今後税収がこのまま保てるかどうかということ。これは3年ぐらい前から財政制度等審議会でも議論をされていましたけれど、臨時財政対策債自体が財務省側からの意見とすれば、これを早急になくしてほしい、総務省側は、いや、それはできない、という議論だったと思います。

どちらにしても臨時財政対策債はあくまでも将来の負担、いわゆる現在の子どもが大人になって返していこうという将来負担の先食いになってますので、奈良県の人口減少は特に厳しい状況にあると思いますから、このあたりの関連はどのような議論がなされたのか教えていただけますでしょうか。

〇岡野財政課長 人口減少、地方交付税もこれから減っていくかもしれないということで した。今後に向けてどのような議論かということですけれども、少子高齢化や人口減少社 会の進展は委員がおっしゃるとおりです。

そういう中にあって、県としては将来に向けてどのような地域づくりを行っていくのかが一番の課題になると思っています。借金が非常に多くなっているという話で、国、地方

を含めて1,000兆円を超えるのはご案内のとおりです。

こういった中で、先ほどの予算編成の考え方の中で申し上げましたけれども、節約一辺 倒ではなかなか打開していくのは困難であろうということで、これは安倍政権においても いろいろな政策が講じられています。本県としても、こういった考え方のもと、知恵を絞 りながら知事がよく答弁で申し上げていますけれども、今後に向かったよりよい奈良県づ くりに向けてどういった投資が必要かということで予算を組み上げ、今回、提案した予算 にそういった点を盛り込んでいます。

○川田委員 聞いていてよくわからなかったのです。まず人口減少になる中において、臨時財政対策債も当然、今後減っていくでしょう。当然、税収の問題もあるけれども。今の地方交付税の形は、もともと将来に対して地方交付税措置します。奈良県の答弁を聞いていたら、地方交付税措置のある有利な借金をしているのだと言うけれども、実態は先食いであり、これは地方の借金であろうが国の借金であろうが国民の借金に変わりはないわけであって、これは国でも、果たして今の状態がいいのかと議論されています。非募債主義ということで、そういった先の負担を先使いすることはやめていくのがもともとの原則だったではないですか。それが途中で大きく変わってきたり、特に小渕首相のときに、どんどん減税をしたり財政規律も崩れてきたことで現在に至っていると思っています。

だけれど、先食いをしていくことは、当然、将来は人口減っていくわけですから、減った人間の中で借金も返していかなければいけない構図になってきます。まして国の地方交付税がなぜここまで今、地方財政計画を見ても、この数字から見てどうして金額が多い水準で推移してるかというと、結局は将来の借金を、国債をこれ以上発行したり、補助金に関しても国主導である、地方分権ではないなどの議論も入れていろいろな問題がある中で、結局地方交付税によって将来の借金をさせている形態が、地方交付税がこれだけ膨れ上がった原因の一つでもあると思うのです。

ましてやこの間も総務警察委員会で述べましたが、地方交付税特別特会のこの借金についても約33兆円があって、これは今後、地方の分だけで33兆円、国は平成19年に一般会計に入れてしまっていますので、この分も今後、何十年かかけて返していかなければならない。そして人口が減っていくことは、細かい計算はできないと思いますが、方向性、流れは大体見えているわけですから、あとは足し算をしたらいけないのか、引き算をしなければいけないのかわかっているわけです。今の歳出の規模でずっと維持していくことになれば、当然、赤字がどんどんふえていく計算に、大ざっぱに言えばそうなってしまうこ

とは、方向性はわかっているわけですから、その点について財政はどのような観点を持って予算を組まれてきたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○岡野財政課長 借金が国全体でかなり伸びている状況は、委員がお述べのとおりです。 そういった中で、国の地方財政計画の中で毎年議論されて、一般財源全体が減ってその場合は地方交付税が減ったりなどいろいろな議論がなされるわけで、今のところは経済の情勢を浮上をさせることに重点を置かれて、今年度の地方財政計画もこのような形になったと理解をしています。

我々は奈良県という地方行政の場にいますので、国の地方財政制度の中でいかに奈良県 を有利に発展させるかをまず優先的に考えた上で、さまざまな施策に取り組み、また予算 も計上している状況です。以上です。

〇川田委員 経済対策を主にということで、安倍内閣総理大臣の経済を浮上させるのが一番の日本の危機を脱する手であるということは我々も賛成です。

ただ、今年の地方財政計画を見たところ、地方交付税、地方財政計画全体で見ても0.6%のアップ、一般歳出等も0.9%のアップ、一般財源総額でも0.2%のアップと、それほど大幅に変更がなされているわけでもありません。だから奈良県として、今回の提出されているこの予算においても、結局は昨年度の経済対策規模の感覚で、今年度も予算を組まれてきて、それで経済対策をやるのだという趣旨に受け取ってよろしいですか。

〇岡野財政課長 経済対策という面においては、国のでは毎年、年末なり年明けにかけて 補正予算を組み、県では2月補正予算という形で上げています。

今年度も2月に出させていただいて、国がそういった形で経済対策をとっていますので、 それを最大限利用して、今年度91億3,700万円ですけれども、そういった予算を提 出しています。国の補正予算はかなり財源的に有利になっていますので、それを最大限使 う姿勢は従来から変わっていません。以上です。

○川田委員 国の財源が有利だから使う使わない、これは私はあまり関係ないと思うのです。当然、有利なほうを使えばいいのですけれども、問題はそういったお金を使ってどのように奈良県において現金給与総額が平成17年度以降、この10年統計であっても全国で一番下がっている実態を、どのように回復させていくのかに対して特化していく必要があると思っています。だから国の補正予算を使ったからそれでよくなるのであれば、今ごろ全部の都道府県がよくなっているはずですので、そのあたりの議論はどのようにされたのですか。

○岡野財政課長 どのように効果を出していくのかは、奈良県の収入がかなり少ないということで、これはまさに今まで大阪のベッドタウンとして発展してきてあまり投資をしなかったツケがさまざまな面であらわれているということです。繰り返しになりますが、この先、奈良県としてどう発展させるかを議論し、またそのためにどのような取り組みをやるのが効率的、効果的かを議論をして予算を計上させていただいています。

私から申し上げますのはかなり総論になってしまい大変申しわけございませんが、こういう基本的な考え方です。

○川田委員 前回の代表質問等の答弁などにおいても、奈良県は総体的にインフラなどを やってこなかったと、今、財政課長のご答弁でもありましたが、そういったものが総体的 におくれていたので今の経済状態につながっていると言われますけれど、それはどのよう な分析の結果から出ているのですか。分析ということで物すごくナーバスになっているの ですが、言葉ではいろいろなことを言われるけれども、実際にどういう計算方法でそうい った回答が出てきたのかと、学会に出て論文に示しても、言葉だけで書いても通じるとこ ろがないです。だから実際にどういった方程式でどういう計算をしてこういった答えが出 たという証明、それをやってまだいろいろな、それでもまだ崩しに来られて、いや、これ は違うのではないかという議論の積み重ねの中である程度の一定の方向性で収れんをして いく形が本来の形だと思うのです。

ましてや統計の状況を見ても、平成17年ぐらい以降に、特に奈良県は急速に悪くなっています。それまではGDPの推移、県内総生産を見ていてもそんなに大差はなかったのです。だけれど、ここ10年ぐらいの間にどうしてこれだけ悪くなってしまったのかというのは、過去のインフレの状況なのですか、平成に入ってから、失われた10年や20年とで言われますけれども、バブル崩壊後は全国的に経済も悪かったのは一緒だと思うのです。

どうしてこの10年だけで奈良県がここまで悪くなってしまったのかというと、それはインフラ整備の関係だけであるとどうして言い切れるのかと、この間から私も分析をいろいろしているのですが、どうしてもそういった答えは出てこない。だからそのあたりを安易に答弁で言われますが、それが確定されてそういった理由だとひとり歩きしていくことは非常に危険性が高いと思いますので、そのあたりをどのような分析の状況でそういうご発言をなされているのか、まずお答えいただきたいと思います。

〇岡野財政課長 分析の話が出ました。いろいろな分野に及ぶかと思いますので、それは

それぞれ個々の部局が専門的に分析していますのでお聞きいただければと思います。インフラで言いますと、道路や高速道路の整備率だけを見ても、かなり低い基準にあると言えると思います。また税収面を見た場合に、他に比べて法人関係税の収入も低いことから、企業活動が低調ということも言えると思います。

また、この10年ということで、詳しくは産業・雇用振興部になると思いますけれども、 大きな企業が撤退された状況もあるかと思います。そのあたりがかなり大きく影響するの かと思いますけれども、そういう状況があっても、新たな企業を誘致して、その影響を最 小限に抑えることが必要で、いろいろなところで企業の立地件数がふえていることも申し 上げています。それもやはりインフラがあればさらにもっと進むのではないかというとこ ろから整備を進めている面もあると思っています。総論で申しわけありませんけれど、以 上です。

〇川田委員 財政課長にあまりこういった総論をばかりを聞いていくのを申しわけないと 思っているのですが。

今、企業立地の話にも触れましたけれど、シンクタンク等の方ともよく話しているのですが、ここ数年で100件近くふえた、これは職員のご努力は、大変だったと思うのです。 それはもう並大抵ではない、制度もつくらなければいけない、ふえてきた、効果も100 億円ぐらいあっただろうとか、答弁で言われていましたけれど、間違っていたらごめんなさい。

ただし、統計上で言うのであれば減った数も一緒に言わないと、私と人口の問題を今から審議しましょうと言って、例えば転入が100名あったのです、それだけで普通は議論をしない、では転出が幾らあったのかとをあわせて、それでプラスなのかマイナスなのかという議論にならなければいけないです。だから県民が聞いて勘違いしてくるのです。でも県民も危機感をもっと持つ必要があると思っており、これだけ経済的に悪くなってきている状況ですから、極端に言えばいい話だけ聞かされるのは危ないと思います。

行政の責任として、全てのことを公正公平に情報を開示していく、それが県民と行政との情報の非対称性の乖離を縮めていくことで、どこの行政でも今やられていますので、今からさらに審議に入ってきますが、そういったところも含めてお答えいただければと思います。

まず「平成28年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の歳入の5ページ、滞納繰り越し分が5億5,100万円、今回款の1の節で上げられています。この滞納繰り越し

の5億5,100万円、本当の滞納額は幾らあるのですか。今、滞納されてる金額は幾ら ありますか。

〇北條税務課長 県税収入に関して、滞納額についてご説明します。

平成26年度の県税の滞納額ですが、決算時点で滞納額は36億円余りとなってます。 以上です。

- ○川田委員 36億円滞納がある中で、5億5,100万円というのはどういう根拠で出てきているのですか。
- **〇北條税務課長** 今、県税全体でお話しいたしましたが、今、委員がお述べいただいたのは個人にかかわる税金、個人県民税等についての滞納額で、税目ごとに滞納額が出ているところです。トータルをしましたら36億円になります。
- **〇川田委員** では5億5,100万円は個人分についてこれが全ての金額であるという解釈でよろしいですか。
- 〇北條税務課長 税目ごとの滞納額を載せているとご理解いただきたいと思います。
- 〇川田委員 少しわかりにくかったのですが、5億5,100万円が全部、今、調定に上がっています。不納欠損処理している以外は滞納額が年々ふえていくではないですか。徴収をして、あと不納欠損も出てくるでしょう。その合計額を聞いているのですけれど。その合計が5億5,100万円の滞納額でいいのかということです。決算でも調定に上がっています、まだ決算されていないけれど。その調定額を聞いてるのですけれど、幾らですか。
- **〇北條税務課長** これはあくまでも予算ですので、平成27年度決算して、現年課税分の 滞納額、また滞納繰り越し分の滞納額を合わせてこのぐらいになるというところです。

滞納額のうちのこの分については収入額、滞納繰り越し分の中での収入額を記載しているものです。というのは、1年間、例えば平成26年度で申し上げて36億円がありますが、そのうち36億円、今年度まだ決算が出ていませんので額がはっきりしませんけれども、そのうち現年課税分で幾ら入ってくる、滞納繰り越し分で幾ら入ってくるというところで歳入を上げています。私は、このページをきちんと見切れていなかったのですが、この額については滞納繰り越し分という調定の中で幾ら入ってくるかを税目ごとに書かせていただいていることになります。

〇川田委員 わかっているのです。だから聞いているのが、調定額は幾らですかということです。調定額、先ほどの答弁なら5億5,100万円が全部ではないかとおっしゃって

いましたよね、そう聞こえたのですけれど。私は聞いているのは調定額を聞いてるのです。 調定額を聞けばこの金額と合わせれば大体調定額に対して何%ぐらいの今回、予算での中 でこれを徴収していくことがわかってきますので、そういう意味でお聞きしているので、 平成26年度の調定額でもいいです。それでもいいので教えていただけますか。

〇北條税務課長 それでは、平成26年度の調定額でお話しさせていただきますと、例えば奈良県内で個人県民税の割合が非常に高いのですが、その分で言いますと平成26年度では27億円余りの調定額、それに対しての収入が6億円余りになっています。あと個人事業税等もあり、個人事業税で申し上げますと4,800万円の調定額に1,300万円の余りの収入額になっています。

○川田委員 27億円は、平成26年度だから正確ではないと思います。平成27年度、また変わっていると思いますが、27億円ある中で、どうして5億5,100万円しか集めないという予算書が上がってくるのですか。これは市町村に委任しているのですか、徴収というのは、この間も聞いていたけれど。徴収に今頑張っているのだ言うけれど委任しているのでしょう、市町村の皆さんが頑張っていかれるということなのです。なぜこの金額ですか、どういう計算の根拠持って、去年もこうだからことしもこうだと、こういう考え方でよろしいのですか。

〇北條税務課長 予算についてはどのくらいの収入が見込めるかということで、過去の徴収率や滞納の状況を把握して、このくらいの数字になるという方法で毎年しています。

○川田委員 徴収強化に取り組んでいかれるのでしょう。今言っておられました奈良モデルで徴収強化して前年と一緒なのですか。予算は意気込みが見えますので、やってできないことも当然ありますから、27億円と書いたほうがいいという話ではないのです。きょうの読売新聞の朝刊にも不納欠損が多いと出ていましたが、債権管理規則とはどのようになっているのですか。県の債権管理規則がつくられると思うのです。税金ですから時効は5年ですか、昨年でいいのですけれど、援用関係は何件あったのですか。

〇北條税務課長 予算の収入に関しては委員がお述べのように、意気込みとは別に確実に 入ってくる分という形で計算しているところで、現実の徴収対策については数値目標を持 ち、それよりも高いところに当然目標は置いてやっています。あくまでも最低限これだけ は徴収しようという数字になっています。そして読売新聞等で不納欠損の記事が本日出て いましたけれども、地方税に関しては何もしなければ5年で時効となっています。

○川田委員 いや、援用関係何件ですかという質問です。

- **〇北條税務課長** 援用関係は、私は、もう一つよくわからないのですが、どの部分で。
- ○川田委員 徴収対策は市町村でも、10年ぐらい前からかなり厳しく取り組んでいるのです。今から取り組む市町村は多分ないと思うのですが、債権管理規則等々をみんなつくっていて、今回読売新聞にも載っていましたが、破産される方などいろいろな状況もあるし、不納欠損が出てくるということで今回も権利放棄もあり、こういった問題もいろいろ出てくる。ただし時効になっていても債権請求が消滅するわけではないから、請求する側からいえば請求はずっとやっていけるわけです。ただし、時効を超えている場合であれば、援用をかけられれば時効になってしまいますので、その件数は何件ぐらいあったのかをお聞かせください。
- **〇北條税務課長** 地方税法においては、時効 5 年間過ぎますと援用が必要なく徴収権が消滅する形になっていますので、例えば納税義務者の人、滞納している方が 5 年過ぎましたから私が払うと言いましても、もう 5 年で基本的に時効になってしまうということで、援用はありません。
- ○川田委員 地方税法は全く援用がないのですか。国民健康保険なども一緒ですか。その他収入金などもたくさんあり、市町村の管理規則、援用規定が多分あると思います。その点はどうなのですか、それがなかったらできないではないですか。
- ○北條税務課長 先ほどのご質問は5年たった分について、5年たっていたとしてもその後、私が払うという形で援用があれば、それは消滅時効にならないという意味合いでおっしゃっられたかと思いますが、地方税においては、例えば差し押さえしているなど、時効中断の措置をしていない限りは5年たってしまいますと援用が要らずに、欠損になります。
 ○川田委員 時効中断処理をやっていない市町村などないではないですか。そういう極端
- な例を出されるから一瞬わからなくなったのですが、時効中断処理や督促状を出したりなど、それはどこでもやっている前提のもとで、それをやっていても援用をかけられればとれないではないですか、中断処理と援用の時効の意味は違いますから、だからそれをやっているという前提、これはもうどこでもやっていますから、工事、調達から全部やっています。それをやったという前提のもとで、援用にかけられた方は何人ぐらいいらっしゃるかお聞きしているのです。
- ○北條税務課長 平成27年度の12月末現在において、県税の収入の未済額は209億円です。これは、毎月入ってきている個人県民税などはほとんどまだ入ってきていない分がありますので、一時的に額は非常に大きくなってきています。滞納繰り越し分はそのう

ち24億8,000万円となっており、そのうち市町村が行っている個人県民税17億5,300万円を除きますと、県で直接扱っているのは7億2,700万円になります。7億2,700万円のうち、例えば差し押さえをしている割合は20%余りで、あと徴収猶予をしているのが13%余り、執行停止をしているのが14%余り、分納誓約をしているのが6%余り、交付要求、参加差し押さえしているのが4%弱で、およそ6割弱についてはそういった時効中断の措置をしているところです。

- **〇川田委員** だから援用は何件あるのかを聞いているのです。一言で答えていただけませんか。
- ○北條税務課長 件数的には3,800件余りです。
- **〇川田委員** それが全部援用された方なのですね、みずから、そういうことですね。
- ○北條税務課長 人別というよりは件数別になりますが、3,800件となります。
- ○川田委員 それはこちらから言わなかったのか、援用されたのか、どちらですか。3,800名もの方が援用されたのですか、援用を申し出されたのですか。
- **〇北條税務課長** 先ほどもありましたが、こちらから滞納処分をしたなどで、滞納者の方からこの分について援用してくださいという話ではなくて、こちらから差し押さえた分です。
- **〇川田委員** そこを聞いてるのです。
- **〇北條税務課長** 今、委員がおっしゃられている分でいきますと、分納している分、例えば納税誓約して、滞納されている方が滞納しているけれども分けて払いますと誓約されてる方については860件余りです。
- ○川田委員 いや、いつになったら答えてくれるのかと思っているのですが。援用されている方が何件ぐらいいらっしゃるのかを聞いているのです。なぜこういう質問をしているかというと、こういった債権管理は非常に大事な問題であり、言葉では債権強化をしていくのだ、今日の新聞1面でも不納処理が出ていたという、税の不公平感についても論じられているわけではないですか。

債権管理に関してどこまで詳しくご存じなのかという意味で聞いただけで、例えば先ほど800何件だったか、分納で払っていたら時効がとまるから、そこからまた5年です、10円でも払ったら時効が延びるわけです。そういったことは市町村は全部勉強しているし、みんな知っていますから、県から市町村に専門家を派遣されていたと聞いたことがあるのですが、委任をしたからそれでいいのだというのではなくて、内容がわかっていなか

ったらどこが悪いのかという分析もできないと思うので、そういったことを聞いていたのですが。それは今後、今年度中に奈良県のそういったリテラシーを上げるような取り組みをお願いしておきます。

次に、「平成28年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の5ページ、利子割が4億5,400万円で、100分の5、利子割と予算が組まれていますけれど、今、マイナス金利ということもあって、組まれた時期の違いもあるかもしれませんが、金利もほとんどないに近い状態になっていくだろうと思うのです。これはこういった数字をもくろんでいていいということですか。

- **〇北條税務課長** 今、マイナス金利になっており、金利全体として非常に低くなっていますが、例えば郵便貯金ですと10年前に行った分が今、満期となって入ってくるといったこともあり、この4億5,400万円という数字になっています。
- **〇川田委員** 決算になればわかるので、それはいいでしょう。

歳入では、先ほど最初の総括の話にも戻るかもしれないですが、地方交付税が今回1, 538億に組まれているということで、来年、再来年というのはなかなかわかりにくいで すが、長期的なものは、今の金利動向や経済状況から予測も出てくるかと思うのですが、 人口ももちろん入っていますから、10年ぐらいでいいですけれど、今後の地方交付税の 推移はどのように考えておられるのですか。

○岡野財政課長 今後の推移ですが、いろいろな税制、税収動向や先ほどの国の地方財政 計画の動向によってかなり変わってくることがありますので、一概には申し上げにくい面 はありますけれども、地方交付税は大きなウエートを占める税収なので、毎年の国への要 望時点でも奈良県の状況を踏まえて算定いただく要望をしている状況です。

今後の動向をどう見ているのかは非常に難しい問題で、このままの推移で伸びる部分も あれば、ある程度の減少があり得る面も見据えつつ、さまざまな財政計画をシミュレーションを行っていると、このようなことです。以上です。

〇川田委員 余りよくわからなかったですが。それはもうそれでいいと思うのです。

次に、「平成28年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の28ページ、地域振興 使用料等々、使用料の関係ですが、受益者負担、使用料ですから受益者負担、税ではなく て受益者負担でいただくということですが、いろいろ一つ一つ聞いていけば時間がかかる ので、全体的なお尋ねになるのですが。受益者負担の適正化にずっと取り組まれているの ですか。使用料等、手数料は受益を与えるからそれだけのお金をいただくという考え方に なりますので、そのあたりはいかがですか。

○岡野財政課長 受益者負担の適正化の面に関しては、毎年予算編成の中でテーマを決め つつ進めているところです。例えば昨年でしたら消費税が5%から8%に上がったときに どのような影響が出るのかと。今年度は、関係法令が改正にあった影響や、新たな施設が できたときに周辺の状況も踏まえて、どのあたりの負担が適当なのか毎年の見直しを行っ ている状況です。

○川田委員 使用料は役務に対する対価ですね。役務に対する対価は計算方法が大体あると思うのです。コピーなら、コピーを1枚したら大体10円ぐらいかかるということで、電気代なども入れて10円をいただいてるというわかりやすいものがあります。けれどほかを見ていても、農業振興事務所使用料1,000円など、これはどのような計算をすれば出てくるのか、7,000円などいろいろありますが、これは本当に役務を与えた対価をいただいてる計算なのですか。中身がわからないので一概に言えないのですが、全般的にこの使用料は、そのあたりの計算はどのように出されているのですか、計算の一覧表をつくって出していただきたいです。わかるではないですか、あなたはよく知っているからまけておこうなど、普通は絶対ないでしょう。財政としてもそこをきちんとしたほうがいいと思うのですが、そのあたりはいかがですか。

〇岡野財政課長 使用料に関してはかなり幅広い部分があり、この農業振興事務所の使用料の1,000円は、電柱などといったものかもしれません。それぞれに応じて、今、川田委員がおっしゃったように、かかるコストの面を考慮して算定しています。ここに上げている部分は実際の歳入ですので、単価にどのぐらいの利用されるというようなものを掛け合わせて予算として見積もったということです。

〇川田委員 これは財政課長に全部答えていただきたいというのは、酷なので聞きませんが。

財政のテーマとして、歳入は命ではないですか、入がなければ出もできないわけですから。使用料の見直し、手数料等の見直しなど、こういったものの適正化と呼んだほうがいいのかもしれませんが、先ほど言っていたように算出根拠の一覧表をつくって、担当から出していただいたらいいではないですか。財政としてもそれは参考資料になりますし、そこからまたヒアリングもできるのではないですか。

〇岡野財政課長 お答えします。当然、見積もりがあって予算を出しているので、積算根拠というものをいただいてここに計上している状況です。

〇川田委員 そういったものを提出してください。歳入ですから、我々も適正に行われた 算出がなされているかチェックをしていく義務はあると思いますので、これは財政課長に 言っていいのかどこに言っていいのかわからないので、たまたま今の質疑で財政課長にお 答えになっているので、財政課長に聞いているという今、関係ですけれどね、また調整す るなど、やっていただければと思います。

それともう1点、「平成28年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の42ページ の医療政策費国庫負担金、これが平成26年度から平成27年度、かなりの額を削減され ているということで、国ではここから3年間、医療費に対して非常に厳しい措置を行うと、 閣議決定の中の文言にも書かれています。ところが歳入は減ってくるけれども、歳出は余り変わらないことになれば、またギャップが出てくるわけですから、今後、このあたりは どのようなご議論がなされたのか教えていただきたいと思います。

〇岡野財政課長 詳しくは、医療政策費なので医療政策部にお聞きいただければありがたいのですが、事業に連動しているものです。

ざっと申し上げますと、ここの部分の減が大きいのは難病対策の医療費の助成金があり、 平成26年度に、そこの部分が大きく見直しをされたことが影響しているのかと思っています。以上です。これはオール国庫で補われる部分です。

〇川田委員 財政課長、何でも聞いてごめんなさい、たまたま今歳入で聞いているので財 政課長になってくると思うのですが。

それと、財産収入の分、「平成28年の一般会計特別会計予算に関する説明書」の61 ページで、財産貸し付け収入など利子及び配当金等々ありますが、財産収入も先ほどと同じような質問になってくるわけですが、これも収入に対する適正化の検査をやられた上で出てきているのですか。

- ○萱原管財課長 財産収入については、財産貸し付け収入、売り払い収入等いろいろありますけれども、それぞれ予算に当たっては、例えば不動産の売却ですと、売却予定をしている不動産の価格を算出して売却収入と財産収入と計上しています。
- **О川田委員** 全般的な話、歳入だからいきますけれど、人事院の勧告でも官民格差を持って、民が上がったから、上からたった2.4%をとってきてましたけれど、2.4%で民が上がったから官も上げる、こういったいろいろな職員公舎の収入はいろいろあるではないですか。これは民の比較はどうなっているのか、一度、民との比較を出していただきたいのですが。給料は合わすが、こういうものは合わせていないことになれば、県民も納得

しないと思うので、その辺の是正を、適切にやられていればそれでいいのですが、やられていない場合であれば、今後それを変えていく必要があると思うのですが、その点はいかがですか。

- ○萱原管財課長 財産の貸し付け収入等で、例えば行政財産の貸し付けがあります。これは算式があり、1平方メートルの単価等を適正に算出して計上しています。それ以外、例えば不動産の売却収入等では、予定している土地の予定価格等を算出して計上しています。それぞれに算出根拠は違いますけれども、予算計上に当たっては適正に計上しています。
- **〇川田委員** では1点、例えば職員公舎収入に絞りますけど、これは家賃で、その家賃価格は、民と比較して算出されているわけで、立方メートル数などで、やっておられると思うのです。それは適正に、官民格差はないという解釈でよろしいのですか。
- **○萱原管財課長** 職員の公舎収入、例えば国から来ておられる方の公舎の借り上げ料や、 それから東京事務所の職員の東京で借り上げている公舎がありますので、そのあたりは国 の公舎の収入が算定の根拠にあり、それをもとにそれぞれの借り上げの物件の年数や広さ などを勘案して一定の算式のもとに借り上げ料を算出しています。
- **〇川田委員** 聞いていてもはっきり答えていただけないので、これはまた調べます。

「平成28年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の62ページの退職手当平準化基金運用収入で基金も出てくるのですけれど、退職金は当然、固定された現在のいわゆる負のほうに入ってしまい、資産ではないですよね、負のほうの計算。今、奈良県の場合、引当金額は本来、幾ら要るのですか。

- **〇枡井人事課長** 答えについてはわかっていませんので、またお答えさせていただきたい と思います。
- ○川田委員 昔、金融ビッグバンが民間でもあって、年金基金など退職金、これを積み立てなさいと引き当てして積みましたよね、もう10何年前になりますかね、それと同じことで退職金の引当金も今、行政でも出てきます。極端に言うと、今日全員がやめれば、幾らの退職金が要るのかということです。それを毎年毎年調整してやっていこうと、民間の場合ではそれを100%に近くに積みなさい、自転車操業はだめですと、大手などは特に厳しくやれている。退職金、今回も歳入の中で出てくるのですか、退職手当債をことし、借りられていますよね。

聞きたかったのが、引当金の額がわかれば、基金の数から引いたら実際に奈良県は隠れ 負債が幾らあるのか、本来積んでいないといけないお金です。やっている団体、やってい ない団体もあるのかもしれないのですが、香芝市ではきちんとやりました。こういったものを、隠れ負債になってくるから、将来に送って、今回も退職金を借りているわけでしょう、本来自分のお金の中で積み立てていくのが普通の形ではないですか。けれど将来の方、言えば関係ない方に負担していただくわけでしょう、考え方からいったら、それはだめだということでこういった質問をしているわけです。その金額をまず出していただけないですか、それがなければ議論はできないです。引当金は、普通どこかに書いているのですけれど、見落としているのかもしれないですが、全くそういった文字も見当たらなかったので、この参考資料を見ていて、どうしてかと思ったのですが、それを調べていただけないですか。

○岡野財政課長 退職手当債ですけれども、今度の予算では22億円、発行をしています。 これは国の制度が平成27年度までの10年間だったのですけれども、これが今回、10 年間延長されるということで発行しました。

延長されることになったのは、退職手当が団塊の世代から後も引き続きあり、高どまりをしているということです。また、財政に対する負担もかなり大きいということで、平準化するまでの間は、飛び出ているところは起債を認めることになります。

具体的な方法としては、標準的な退職金があり、それが総務省から各団体宛てに示され、 それを差し引いた残りが発行可能額ということで、本県の場合で72億円です。平成28 年度の退職手当は160億円ほどですので、この72億円を引いた部分が通常のベースと いうことで、22億円を発行したということです。

- **〇川田委員** 引当金を聞いているのです。そんな話は聞いていないです。
- ○岡野財政課長 退職手当の基金については、今のところ将来において退職手当の増嵩が続くということで、現在で128億円です。
- 〇川田委員 それ全部ですか。
- **〇岡野財政課長** はい、128億円を積み立てている状況です。こういった状況で将来に備えようということです。
- **○川田委員** 基金の額は帳簿が出ていますからいいので、引当金を聞いてるのです。だか ら、基金が今128億円あった、将来に備えようと言っても、仮に、きょう全員やめられ たら600億円要るということになれば、それでもう420億円足りないではないですか、 それが隠れ負債だと言っているのです。

だから退職金は民間でもやっているのだから、そうしてきちんと積み上げていかないと

いけないし、今回でも積み上げていこうと努力をしていかないと、どんどん先送りで金を借りられれば、返していく額もふえるわけですから、県民にとっては損ではないですか、きちんと歳入の中で組んでやっていただくのが本来の形ではないですか。なぜ自転車操業をする意味があるのですか、地方自治法の考え方からしても少し首をかしげなければいけないのではないかと、違法などとかいう話ではなく。今、予算審議をやっているのですから、そのあたりをきちんと数字を出してください。引当金がわからないこと自体ないと思うので、こんなことは民間でも市町村でもやっているし、引当金は計算で出して、毎月、1年たったら退職金の額がふえるわけですから、出ていかれる方もいらっしゃるけれども、足りない分を毎年で補填してやっていこうということですよね。どうですか。

○岡野財政課長 平成27年度の3月31日現在の積み上げの数字が手元にありましたのでご紹介しますと、1,224億円になっています。

○川田委員 想像以上の額でびっくりしたのですが、1,224億円が引き当て額になってくるわけですね、今おっしゃったのが、3月末現在ですか。基金が、128億円です。仮に10分の1としても、バランスシートにつけていったら負になるから、約900億円の隠れ借金ですよね。きょう新聞記者の方も来られているので、奈良県は、900億円の隠れ借金。この900億円もの金をどうやって改善していくのですか。こんな900億円もの退職金の今、隠れ負債と呼んで言葉が適切かどうかはわかりませんが、こんな状況の中で民間会社だったらこんなときに給料を上げるのですか、従業員に払う金がないと言っているときに、全部何でも先送りして給料を上げるのですか。民間会社で例えば900億円を払わなければいけない、退職金が足りない、金融ビッグバンの規定にもそぐっていない、早く払わないと、積み立てしないといけない、その中で給料を上げるのですか、バランスシート上どうなのですか。

○荻田委員 金額ですが、川田委員の発言に対して間違いないのですか。少し時間をもらって5分か10分、休憩すればどうですか。

〇田尻委員長 それでは審議中ですが、10分間休憩をします。

11:18分 休憩

11:31分 再開

〇田尻委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

〇川田委員 今の数字は間違いなかったのですか。もう一度念のためにお聞きしたいのですが。

〇岡野財政課長 ただいま申し上げた退職金の引当金相当額1,224億円という数字は 平成27年3月31日現在で集計した数字で、既にホームページ等で公表している数字で 間違いありません。

委員から隠れ借金ではないかというお話がありました。以前に地方財政においては、例えば北海道夕張市でかなりの借金が膨れ上がって破綻した状況もあり、それを踏まえて財政健全化法という法律ができました。その法律の中で、将来に向けてどのような負債が残っているのかも調べる手法を確立されて、全国的に出している数字があります。それが将来負担比率という数字で、この中には、今言いました退職手当の引当金相当額を計上して、この数字が本年の場合は171という数字になっています。これは400を超えると早期健全化、財政の経営の黄色信号がともることになっており、それ以下です。

また、これを他府県と比較しますと、よいほうから15番目で、他の団体に引けをとっていないといいますか、将来の負担は他に比べてはそれほど大きくない状況ですので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○川田委員 将来比率には引当金が、入っているのですね。その数字はいいとしても、町村あたりでも大抵、組合に入って、足りなくなった分をその年度で支出をしています。だから実際、積んでいるのと同じではないですか、組合の中身の財務はわかりませんが。だけれど、市町村でも積んでいるところも多くなってきています。いきなり来年に全部積めるかというと、無理な話であって、やはり長年かけてやっていくしかないのですが。そういった方針、方向性を見せないと、今も聞いていたら将来負担比率が171だから、90億円の隠れ借金を持っていてもいいのだということなのですか。それは意味が違うと思うのです。

なぜこういったことを言うかというと、今回も民間に合わせて給与額を上げると、そういったところだけ合わすのではなくて、財務内容で民間の会社がそれだけ退職金を払わなければいけないとすると、確定した債権です。きょう時点でだったらきょう時点、今おっしゃった平成27年3月31日だったらその時点でこの部分が確定しているわけではないですか。これはふえることはあっても減ることはないですよ。時間が経過していくたびに、これはふえていくわけで、支払いも当然やっていくから、差し引きどうなるかは別としてもやっていくわけであって。だからこれの方針を出していただかないと、将来の負担を本来だったらそうやってお金を借りてなどと言うけれども、積んでいたら本来借りなくてもいいのですから。現世代の人間が税金を払っているのに、将来の負担を補助していくと。

地方交付税も先食いしている、こういったものも借りてやっていくと、資金繰りはそっち のほうが楽かもしれないけれども、その点きちんとした計画を立てていく、方針と計画を 立てていく必要があると思うのですが、その点はいかがですか。

〇岡野財政課長 市町村の例を出していただきましたけれども、負担の割合として、例えば小・中学校の教員の人件費、そういったものも全て県が負担をすることになっていますので、市町村に比べると多少ベースが違う、県の退職手当の引当金ベースがかなり大きくなる状況があります。

そういった中で、国としても将来の負担ということで指標も設けておられるので、そう いったものをしっかり見ながら財政運営をしていきたいと思っています。以上です。

〇川田委員 いや、違います。さっき夕張市がとおっしゃっていたけれど、夕張市は一時借入金の不正で拡大させていただけの話で、それが膨れ上がって一時借入ができなくなったために破綻したわけでしょう。だから今回の言っている話と夕張市とは全然違って、夕張市については、私も全部調べました。世間では報道されていませんが、原因は一時借入金です。だから、そういったところをきちんとやっていかなくてはいけないのではないですか。

職員といっても、税を取っているわけでしょう、税を取っていないのに県が払うのですか、その分は徴税されているではないですか。今、聞いていて意味がわからなかったのですが、それも全部負担するからといって徴税しているわけでしょう。だから取っていないのに県がどこからかお金が湧いてきてそれを払うならわかるけれど、そんなことがあり得るわけがないので、徴税しているのだからそれが県の事務ではないですか。事務の中で適正に執行していく、バランスシートをきちんとしていく、これは当たり前の話ではないのですか。今の答弁だったら、今のままでいく、隠れ借金の自転車操業でいくという解釈でよろしいのですか。

〇岡野財政課長 まず夕張市の例を出したのは、財政健全化法の発端となったこととして 引用したもので、財政健全化法の中ではそういったフローの指標とストックの指標、両方 をとり指標を定めていることでご理解いただきたいと思います。

あと、退職手当の教職員も構造的に入っているではないかという話ですけれども、そう しますと自動的にかなりウエートが大きくなるという意味合いで申し上げたということで す。

奈良県の財政運営としては、やはりフローが、毎年毎年、回っていかなければいけませ

んので、今後の退職手当の動向を踏まえた上でどのようにやっていくかは非常に重要な観点だと思っています。

また、その際の指標としては先ほどの将来負担率などの指標も勘案しながら進めるという意味合いです。

○川田委員 ここは長々やっていても、解決する問題ではないのですが、方針をきちんと 出してください。そして子どもたちのためにも、将来負担を超える先送りをしないでくだ さい。地方交付税でも地方交付税措置があるということでどんどん使っているけれど、全 部将来負担で、また将来その地方交付税を組んでいかないといけない、お金がない、また 赤字国債を組んでいかなければいけない、こういう繰り返しです。

本来、地方自治ができた目的は、自分たちの責任で自分たちの判断でやっていくということではないのですか。けれど、あれもできる、これもできる、地方交付税制度に関しても、今、嘆いている方も多いではないですか。なぜ地方交付税のことで将来負担、借金までがここに入ってきているのだと、これは全国的に見ても、世界的に見てもおかしい体制であって、そういったところも規範として、行政の規範として改めていくべきだと思います。

借金、今年も5,000億円からの予算を組んでいるのに、退職金の退職手当債を借りないといけないのかも非常に疑問で、これを借り入れれば、資金繰りは楽になるでしょう。けれどその中で削るものは削っていったらいいのではないですか。将来の子どもが返してくれるからそれでいいということですか。この辺を、方針は総括審査で聞きますけれど、そういったことについてきちんと意見を聞きたい。県民にどういう考えかを伝えていかないといけないと思っていますので、お願いしたいと思います。

それと、「平成28年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の71ページですが、 諸収入で約2億600万円の延滞金が上がっています。延滞金も全部で調定額は幾らです か。ずっと延滞となっている分、調定の額が本来ふえていっています、それを教えていた だけますか。

- **〇北條税務課長** 県税収入において延滞金の扱いですが、収入調定の形になって、入った 段階で調定すると、収入になった段階で調定するという制度になっていますので、調定額 はありません。
- **〇川田委員** 事後調定をやっているのですね、事後調定に見合う額は幾らですか。
- **〇北條税務課長** 今、数字を把握をしていませんが、県税の場合ですとコンピューター等

のシステムで、実際の延滯金が額が今どのぐらいあるか把握をしています。

- **〇川田委員** だから滞納金額は出ているわけでしょう、調定額は大体このくらいと、わかるではないですか。どのくらいの期間入れていない、延滞金がどのくらいかかっているというのが計算できる範囲でしょう、それをお聞きしているのです。
- **〇北條税務課長** 数字は把握していますけれど、手元にないのでわからないというところです。
- ○川田委員 聞き方を変えますけれど、どのくらいの金額の割合を、上げられているのですか。先ほど聞いた調定額があり、それに対して支払っていた期間に対して延滞金が発生している、その額を足したら、載っている金額なのか。それとも先ほどの予算の前のページで上がっていた5億円幾つですか、これに対しての延滞金がこの額なのか、その点はいかがですか。
- **〇北條税務課長** あくまでもまだ予算ですので、このくらいの収入があるという見込みで 上げています。以上です。
- **〇川田委員** いや、だから延滞金が実際ある中でどのくらいの予算を上げられているのか、 そのパーセンテージをお聞きしているのです。
- **〇北條税務課長** 申しわけありませんが、今数字をつかんでいませんので、はっきりした パーセンテージお答えすることができない状態です。
- **〇川田委員** また午後からお答えをください、調べておいてください。

次は歳出に行きます。歳出で、給料、「平成28年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の87ページ、人事は全部にまたがってきますので、そのたびに聞いていったら人事課長が、毎日出てこなければいけなくなるので、ここでまとめて聞いていますが。

人事ということで、平成28年度から地方公務員法の改正によって人事評価が導入されて、その制度に変わっていかれます。人事評価についてお聞きしたいのですが、基準等々を決めていかなければいけないし、それも決められていると思うのです。給料への反映等もそれは関係してくるだろうと、そのあたりを概略で結構なのでご説明をいただけますでしょうか。

〇枡井人事課長 概略ですが、委員がお述べになりましたように、地方公務員法が改正になったところです。人事評価制度を導入して、これを任用、給与、分限、その他人事管理の基礎とすると定められたところです。

新たな人事評価制度の今、設計している流れで、通年にわたる能力評価と目標を設置し

た業績評価を、年2回に分けて人事評価をすることとしています。

人事評価については、係長を人事人材育成支援者ということで関与させて、それに対して1次評価者が一般の職員ですと課長補佐、2次評価者が課長と、それぞれ絶対評価することによって評価するという設計をしています。

〇川田委員 人を評価するのは非常に難しいもので、今までだったら勤務評価で勤務に対する評価を行っていたということですが、これを本来、ご努力をされた、そして結果も仕事も頑張られた方にはそれなりの評価を与えて差をつけていくのが今回の地方公務員法の改正の趣旨だったと思うのです。

それによって、これも統計分析的な手法は、人事評価は市町村では2年ぐらい前からつ くっていますから、法律は一緒なので平成28年度からですけれど、現在つくっていると ころであるという回答もびっくりしているのです。統計的なもの、偏差値的なものですか、 評価をされる方によっては総体的によい点数をつけられる方もいれば、総体的に厳しい感 覚の基準をもってつけられる方もいらっしゃるので、そのあたりは差異が出てきます。そ れを点数だけで比べていくことになれば、やはり公平性に欠けてしまうことであるので。 だから部署というか課であれば課、部で、評価されることの担当ごとにいわゆる標準偏差 を出して、それによって中心地50として比較していくと。学校のテストでいえば英語の 点数と国語の点数の比較をするためには偏差値に一回戻しますので、そういった手法が必 要というのは、各研究機関でも今、重要視されている部分であり、そのあたりのシステム は4月1日から始まっていくわけですから、既に完成してるという解釈でよろしいですか。 〇枡井人事課長 今、標準偏差のことをおっしゃられましたけれども、そういう設計には していません。公平性を保つために、先ほど申した係長、課長補佐、課長と、複数の職員 を関与させて公平性を保つ。それと単位を大きくして、最終局長などが調整する仕組みに しており、そういう数値的に統計的に平均値からの距離のような設計等はしていません。 〇川田委員 意味が通じていないと思うのですけれど、複数でやられるのと統計的手法を 使うのは全然違う意味なので、複数でやるなら複数でやったらいいではないですか、それ で出てきた評価が出るわけでしょう、複数でやっても総体的に厳しいところもあれば緩い ところもあるかもしれないではないですか。それを平準化するために、ただ計算をするだ けなので、何も評価される方をかえていくなどいう話ではありませんので、だからそれは きちんと導入していかなければいけないのではないですか、民間企業でも査定をするとき にはそういったもの導入しています。これは基本的な基本だと思うのですが、それは今後

入れられるのか、それとも絶対入れないとおっしゃっているのか、どちらですか。

〇枡井人事課長 お尋ねの趣旨は人事評価を公平、公正にやるということだと思います。 数値をもってやるのもそのとおりであろうかと思いますけれども、そういう手法をとらず に複数の管理職が大きな単位で調整する仕組みにしているところです。今後変えていく考 えは今のところはありません。

〇川田委員 わかりました。ではそれでやられたらいいではないですか。我々もそれを言いふらしていきたいと思います。

まず聞きたいのが、不公正な人事は絶対にやってはいけないし、日本の法システムからいったらメリットシステムであって、スポイルズシステムではないです。例えば上の方から気に入られたから、おまえは上げてやろうということは一切あってはならないです、地方公務員法の趣旨からいけば、その点は絶対的にきっちりやっていかなければいけない。

昇任に関しても聞きたかったのですが、県の昇任に関しても、こういった答弁等で事実を確認していくしかないわけですが、やはり、きちんとした選考試験が行われて、昇任の場合、職員の任用に関する規則を読ませていただいたら、これはいわゆる選考でいけるのです、選考による昇任をさせる職などいう項目、第9条がありますけれど、選考の方法もあります。選考はあくまでも、国家公務員法では競争試験以外の能力を実証する試験と書いていますから、その言葉が前提にあって、地方公務員法にも選考という2文字だけで使われてという基本があります。競争試験以外の能力を実証する試験、これが選考ですよね。だから選考はただ好き勝手にやるのが選考ではありませんので、その辺の基準等々もきちんと決めていかないといけないと思うのです。

今度、人事評価になると、なおさら勤務評価ではなくて、人の恣意的な判断が多く含まれていくことになります。人が評価するのだから、機械的に欠席があるとかないとかの勤務評価ではないです、そういったものになってくる。ということは、規則等も改正されていくはずなのです。ところがこの規則を読んでいたら、第25条の選考の基準でも経験等を有することとし、昇任の場合についても勤務成績が良好であることを含むものとすると書かれているので、これは改正されたのか、まだですか。4月1日で、もう時間がないですがいかがですか。

〇枡井人事課長 改正については確認させてください。

〇川田委員 確認していただいて、これは規則ですから、議会の議決必要ではないですけれど。ただし、昇任や競争試験等々も入っていますので、一般県民に対して関わることで

もあるので、告示行為をもって法的位置づけという担保もとっていかなければいけないと 思うのです、内部だけのものではないです。競争試験もあるから外部から来られる方もま じっているわけですから、だからそういった告示もしなければいけないので、確認してい ただいて、まだであれば4月1日までにおくれず、当然規則改正を準備して、スタートす るのが当たり前の話だと思いますので、その点はお願いをしておきたいと思います。

- **〇枡井人事課長** 改正が必要なのかどうかも含めて確認させていただきたいと思います。
- ○川田委員 改正が必要と勤務成績と書いてあるではないですか。今までだったらこれでいいですけれど、今度、人事評価で地方公務員法も変わり、当然ここも変わらなければいけないではないですか。人事評価はするけれども勤務成績で昇任の基準をつくっていくのですか。それは整合性がとれていないです。
- **〇枡井人事課長** その辺も含めて確認をさせていただきたいと思います。
- **〇川田委員** よろしくお願いしたいと思います。職員がやる気になっていただくのが公正 公平な世界であって、関係なく別の理由で昇任をさせられたりなどはあってはならないの は、全国共通のことですので、よろしくお願いしたいと思います。

もう1点聞きたかったのが、この間も人事にお聞きして、今回意味がわからないので情報公開請求もかけさせていただいているわけで、懲戒処分に関する指針はなぜ県はないのですか。その都度その都度決めるのですか、普通、指針はあります。第三者的な委員会が開かれ、この中で何の基準によって決めるのですか、過去の先例などですか。指針はどこの公共団体でもきちんと置いているもので、なぜ置いているかというと、そういったことでやっていますという基準を決めて、明らかに公正公平にやろうと、不利益処分もないようにやっていくのが当たり前の行為であって、そういったものを置いていないこと自体が意味がわからなかったのです。多分情報公開請求の回答が不存在で出てくるでしょう。定めないのですか、いかがですか。

○枡井人事課長 委員はご存じと思いますけれども、飲酒運転の部分は定めていますけれど、それ以外は定めていません。実際にどうしているかは、今おっしゃった先例との比較を基本としているのと、人事院が定めている懲戒処分の指針がありますので、それに準じて運用しています。それと、他府県の先例を参考にしながら処分を行っているところです。
○川田委員 他府県は関係ないでしょう、他府県が好きでよく言われますけれど。人事委員会の指針があり、懲戒処分に関する指針は人事委員会でつくっておられるのですね、それを準用されているという解釈でよろしいですか。

〇枡井人事課長 人事委員会ではなくて人事院です、国の人事院です。そこが定めていますので。

〇川田委員 国の人事院が出されている懲戒処分に関する指針を準用しておられるという解釈でよろしいですね。準用ですね、間違いないですね。

〇枡井人事課長 準用というところにどう厳密な意味でおっしゃられているかどうかわかりませんけれど、それを使って運用してるということです。

〇川田委員 わかりました。では整理させていただいたら、国の人事院の懲戒処分に関する指針を使って処分等々が必要なところがあれば、それをもって処分の判断をなされていると、このような解釈でよろしいですね。

〇枡井人事課長 それと、先例の比較です。

〇川田委員 では、先例集もあるわけですね。資料請求すれば先例集は出てくるわけです ね。全てそういうのをまとめられているということですね。

〇枡井人事課長 県の先例についてはホームページでアップしています。年数が限られているかしれませんけれども、全てオープンにしています。

〇田尻委員長 約1時間、休憩に入ります。

午後1時に再開をいたします。

11:59分 休憩

13:02分 再開

〇田尻委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一応、2時間を目途にしまして休憩を入れさせていただきますので、ご了解をお願い申 し上げます。

また、理事者の皆さんには答弁は簡潔にお願いします。

それでは、発言を願います。

○川田委員 まず1点、お聞きしたいのですが、「平成28年度一般会計特別会計予算に 関する説明書」の91ページの会計管理費ですけれども、今資金前渡はどのくらいやられ ているのですか。

失礼しました。担当部局ではないことを知らなくて。

次に行きます。これも同じ91ページ、県庁のエレベーターホール等の木質化の予算1億2,460万円で、債務負担行為のときには我々の会派は反対をしたのですが、やはりどう考えても教育関係の予算も少ない等々の理由もあり、どうしてこの時期にこれをやら

なければいけないのか。いろいろな県民の方ともお話もしましたが、どうしてもやはり納得ができるものでもないということです。わからない点もたくさんありますので、聞いていきたいのです。

県庁のエレベーターホール等のことで、法律では農林水産大臣及び国土交通大臣が木材の利用の促進に関する基本方針を定めるとなっています。公共の建物に木材を使っていこうという法律の趣旨です。都道府県の方針で基本方針に即して公共建物等における、木材の利用の促進に関する方針を定めて行うということで、基本方針に即してとなっているわけです。前もご答弁をいただいたと思うのですが、これは法律によって今回、本庁舎の2階から4階か5階までエレベーターホールを木質化なされると記憶しているのですが、そういう解釈でよろしかったでしょうか。

- **○萱原管財課長** 今、委員がお述べのように、地下1階から6階まで、各エレベーターホールの木質化を予定しています。
- **〇川田委員** 予定は予算に上がっているのですが、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づいてやられるという答弁だったと思うのですが、それでよろしいですね。
- ○萱原管財課長 法律は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律、この中で地方公共団体の責務として規定されています、趣旨と、最初にご説明をいただきましたように、県産材の利用の促進を図るという点で今回事業を予定しています。
- **〇川田委員** この法律に書いていて、これは強制規定、命令ではないので、できる規定ですけれども、この法律によって今回やろうとしている施策で、これを進めようとされているという解釈でよろしいのですね。
- ○萱原管財課長 この法律の要請に基づき、県産材の利用拡大と、県庁の観光拠点としての県庁舎のイメージアップと、それぞれ目的がありますけれども、そういった点で今回の事業を予定しています。
- **〇川田委員** これは基本方針に即して都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用 の促進に関する方針を定めることができると第8条に書かれていますが、これによって奈 良県の方針が定められているということでよろしいのですね。
- **〇萱原管財課長** 委員がお述べのように、都道府県の方針として、公共建築物における奈良の木利用促進方針を平成24年3月に策定しています。これに基づいています。
- **〇川田委員** ここで何が疑問かといいますと、今読みました第8条の法律では、農林水産

大臣と国土交通大臣が定められる基本方針に即して地方公共団体は定めるとなっているのです。国の基本方針、これは6項目のものを掲げる事項を定めてるわけです。この中に、木材化を推進する対象としないものと規定されて、県の基本方針を見ると、法律では国が定めた基本方針に即して、即してというのはぴったりそのままという意味ですよね、そのままを基本方針で定めなさいとなっているのですが、県の出された方針には、木材化を促進する対象をしないものは入っていないのです。

国のほうで申し上げますが、災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設ほか、刑務所などいろいろ書いていますけれど、こういったものは木造化を促進する対象としないとすると規定されているわけです。これも防災の方にも聞こうと思っていたのですが、事前にもお聞きしてそのとおりですと回答を受けていたのです。奈良県のホームページからコピーしてきましたが、災害対応対策活動に必要な施設という分類があり、その活動内容の中にこれと同じ文言、災害時に応急対応活動の拠点施設と定められており、この中に県庁、分庁舎、事務庁舎、研修施設等と書いてあるのです。防災の方にも確認しました、災害時の活動拠点の施設ですねと、そのとおりですということだったのです。ということは、国の定めている基本方針からすれば、庁舎は防災上の活動の拠点となる施設でありますので、これは木材化を促進する対象とする建物ではないという結論になってくるのですがいかがですか。

〇萱原管財課長 委員がお述べのように、防災拠点ということで対象になっている施設です。今回の木材の利用促進ということでエレベーターホールの木質化を進めていますけれども、構造的に木造化するものではなくて、庁舎の木材の利用の拡大と、それと観光拠点としてのイメージアップということで工夫をしていくものですので、構造そのものを木造化するものではないと認識しています。

○川田委員 長くなるので今、読んでいなかったのですが、これは構造上のものをやるのは新築の場合で、新築または改築の場合などいった場合に違う規定があります。そちらの欄を言っているのではなくて。もう一度言いますが、第2の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、その中の3番に、木造化を促進する対象としないものに含まれているのです。構造上のものはわかっているので、言っているところと関係ないから、それは全く省いてください。

私が言っているのは、そういった災害拠点になるところを木質化すると、火災などの危険性もあるし、災害が起きたときにそれが火災の原因となって、一気に重要書類も燃えて

しまうことなどもあるので、そういったことはないように活動の拠点の施設を防災では法 律で定められてきていると思うのです。防災の計画では、こういったものを定めて公表し ている。だから、防災がやっておられることと、木材化の推進ということを、理由をつけ てエレベーターの周りの木質化をやることは合っていないわけです。

何が言いたいかというと、国の基準からしますと、木造化をする対象としない部分に県 庁舎は入りますので、前回の総務警察委員会でいただいたこの法律で定められているから これを推進するのだと、今、前段にも確認をとらせていただきましたが、その法律によっ て、その責務によってこれをやるのだということですね。今この話に特化してますので、 観光拠点などは外してください。木造化を促進する対象としないもの、防災の拠点とする ところを今回、木材化としようとしいてるということで、前回の答弁の根拠は崩れたわけ ですけれども、いかがですか。

〇萱原管財課長 防災の拠点というところで、どこまでの部分が防災の拠点と位置づけられるかによると思います。今回、本庁舎のエレベーターホールということで、この部分について使用する木材は不燃材を利用して設計をしています。事業は法律の要請もありましたけれども観光の拠点を外してとおっしゃいましたけれども、その点も含めて事業を進めています。

○川田委員 答弁を変えないでください。前回の答弁も確認してきましたし、総務警察委員会で、はっきりとこの法律によってやられるということで、私も法律で何でエレベーターホールの周りが木質化されることが規定されるのだ、そういう法律には読めないという議論だったではないですか。それから調べていたら、この法律に規定されている基本方針には防災拠点は含まないと。災害応急対応活動に必要な施設、字もそのまま一緒で、防災が出されている、災害等に応急対策活動の拠点の施設、これは含まれてないのです。だから前回の債務負担行為のときにご説明されたことは、答弁が間違っていたということで根拠が崩れたと思うのですけれど、すぐに取り消ししてください。

〇萱原管財課長 法律の要請に基づいてという点については、確認させていただきたいと 思います。

ただ、法律の要請に基づく以外に奈良の木の利用促進方針をもとにして事業を進めております。

〇川田委員 防災拠点はこれには入らないって言っているのだから、ほかにどんな理由を つけてもここにはできないではないですか。もっと話を拡大しようと思ったら、分庁舎も やっておられるでしょう。あれは改修に入っているのかどうかなどそこまで今回調べていないので、この委員会でそのことを議論するつもりはないのですが。今回予算に上がっていますので、今回のエレベーターの木質化は、これは防災の拠点に入っているわけですから、ここはやらないわけではないですか。防災の観点は物すごく大事です。防災の観点で神戸でもいろいろな庁舎が地震で潰れて、神戸は何回か勉強に行ってきたのですけれど、そのときに何が一番苦労したかというと重要書類が全部出せない、それが本当に苦労したと聞いていて、火災などもありました。

だから、国のこういう基準でも構造上の問題は全く別として、違う項目として、こういう防災拠点においては推進する対象とはしないと、国の基準書でも明確に書かれてあるわけですね。これは平成22年10月4日、農林水産省、国土交通省、告示第3号で告示されている文書ですので法的効果を持っています。だから、前回の管財課長が、説明されいてた法律によって決まっているからするという根拠は崩れたので、予算としては取り下げてくださいと申し上げているのです。

○萱原管財課長 防災拠点ということで本庁舎全体になるのか、あるいは防災統括室等が 入っている東棟の部分がまず拠点と考えられるのか、それは今後議論があると思います。 おっしゃっているように、火災等の懸念もありますので、そこのところは今回、事業に使 用します不燃材等で事業を考えています。今後、十分にその辺を考慮しながら進めていき たいとは思います。

〇川田委員 そういう話をしているのではなくて、前回は、今、申し上げた法律によって 位置づけられて、県もそれでやっていて、においもいいと好評だと。木のにおいかと思っ て受付に聞いたらお香のにおいで、木のにおいはしていないです。

それも1点あるし、これは絶対に譲れないところで、書いてあるので、防災上の観点からいってそんなところに拠点ではないとか、部屋とか違うと言いますが、防災が出されている資料でもきちんと明確に明記されてあるのです。拠点施設であると、それで県庁、分庁舎、事務庁舎、研修施設等、この等の中にどんなものが入っているかは知りませんが、県庁はもろにそのまま出ていますので入っているのです。だからここではやってはいけないわけで、そういう木質化の推進に関するものはここは除かなければいけないということです。ほかにも刑務所等などいろいろありますけれど。だからその根拠が崩れているので、予算として提出されているけれども、取り下げていただくのが本来の形で、法律に基づいていると言ったのだから、答弁の根拠が崩れたのであれば、当然撤回するべきではないの

ですか、いかがですか。これは管財課長に聞いても仕方がない、これは総務部長です。

〇野村総務部長 今、委員がお述べになったことについては、先ほど管財課長も申し上げましたが、防災拠点では県庁舎は入っているということですが、そのエリアも含めてどういうところなのか、今手元にないものですから、その点は確認させていただきたいと思います。

〇川田委員 防災に確認をとりました。県庁は全部入っているのです。この予算審査特別 委員会に臨んでくるにおいて、調査していますから、明確に書かれてあるのです。(発言 する者あり) いや、ちょっと待って、私の審議なので、審議妨害はだめです、会議規則上 は。だからそのことをお聞きしているのです。

〇野村総務部長 今手元にありませんが、防災の観点と言われましたけれども、県庁舎全体で一切木質を使ってはいけないと本当に法律でなっているのか、推進対象に入っていないとおっしゃいましたけれども、どのエリアにあっても一切そのことがだめなのかということもありますので、防災にも聞きながら確認したいと思っています。

〇川田委員 防災に聞かれても、木材の利用の推進に関することを防災が知っているわけないではないですか。だから、私は防災の観点からこれをお聞きしていたのですけれども、このホームページも実際に防災から出ているわけで、県の防災からお出しになっているわけです。

さかのぼって前回の管財課長の答弁では、私も議論したのです。子どもたちのストーブがないなどという議論もありましたけれど、それは置いておいて。エレベーターの周りはまだ現在でもきれいだし、なぜわざわざそこにお金をかけていくのは地方自治法上おかしいではないかとなれば、結局、法律によってそう推進しなさいとなっているから我々はやるのだと、一言一句同じではないですけれど、そういう旨をおっしゃったということで。その後、我々は、それはおかしいと、なぜ今使えるものまで無理やり県の木材を拡散してあげる、商売をよくしてあげる、それは本当にいいことであって、それに反対しているわけではなくて、今きれいに使えるエレベーターをわざわざしなければいけないか、それもこの基本事項の中で、コスト面は十分に留意しなければならないと、告示されている文書、国が定める基本方針では規定もあります。ということは、コスト面に十分に、新築かもしくは改築と書いてあるので、あれは改築ではないではないですか。壊して何か改めるのですか。だからそれはおかしいと。

コスト面からしても留意しなければいけないのだけれど、コスト面にしても、現在使え

るものになぜわざわざそういったものをやるのか、コスト的におかしいではないですか。 地方自治法では最少の資金で最高の効果を生かさないといけないです。この机を使ってい て、この色が飽きてきたからもう一回この上に漆でも塗ろうかということが許されるのか ということです。防災拠点には含まないと、促進に関することも含まないということで、 今、申し上げた国から出されている基本方針に即して県はつくると法律では定めているわ けですから、この基本方針を確認したらそれは除くになっているわけだから、この間聞い た答弁と違うではないですかと、答弁の根拠が崩れたのだったら撤回してくださいと意見 を申し上げているのです。

〇野村総務部長 繰り返しになりますが、委員のご指摘、ご主張はそうおっしゃっていますけれども、今、国の指針などを持ち合わせていませんが、仮にそうなったとしても、そこを本当に防災拠点が、全部のエリアを含めて一切何も、さきほど不燃材を使うなどという話もありましたけれど、一切何も木質化をしないということまで国が言っておられるのかどうかという部分も含めてよくわかっていませんので、確認をさせていただきたいということです。

〇川田委員 木質化ですが、最初から建っている分は内装でも木材も使っておられるでしょう。この質問は木材の利用を促進するこの法律に基づいているかどうかというところで、前回は、それでやるという答弁でした。もともと木質化といったらこれも木質化ではないですか、これを壊してコンクリートにするのですか、そんなことないでしょう。

言っているのは、この法律でわざわざやる対象ではないということで、全体的に防災拠点と言いますけれど、それなら廊下で防災拠点として、ここから右はいいけれど、ここから右は違うと分けられている資料など絶対にないです。県庁と定めたら県庁全部です。ほかの市町村でも、ほかのホームページでも確認したし、それはきちんと建物指定がされています。

なぜこういったことを言うかというと、前回、答弁された内容の根拠が崩れたのだから、 撤回していただくのが本来の筋ではないかと、木材を推進するほかの公共建築物はたくさ んあるではないですか。そうしたところで取り組まれたらいい話ではないのですか、いか がですか。

〇奥田副知事 今手元にないのでよくわかりませんが、公共建築物の木材の利用促進の法 律と我々のいる県庁は全て防災拠点だということについての関連性と、1階の木質化、地 階とこれから6階までやります木質化の関係について、その法律との関連性がどうあるの かをきちんと調べて、委員会にご報告をしたいと思います。

〇川田委員 では副知事にお願いします。調べてください。この法律、答弁は消えません ので、あのときの答弁も確認をいただいて、そのように説明されておられたので、確認い ただいてご報告いただきたいと思います。

次に「平成28年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の91ページ、県庁の厨房等の整備事業費、1億8,826万円が上がっています。これについてわからない点があるので、安易にどうのこうのと言えることではないのですが、前にいただいた資料の中では、奈良県庁舎食事提供事業公募要領など県庁舎食事提供業務に係る基本協定書はもう結ばれたのですか。

- ○萱原管財課長 事業者との基本協定は昨年の11月18日に締結しています。
- ○川田委員 この前いただいた資料を持っていますけれども、協定書の中には借地借家法の第38条に規定する定期建物貸借契約で契約されるわけです。今回、約1億8,800万円の予算を上げられていますが、食事提供事業の分は170平方メートルぐらいだと思うのですが、この170平方メートルに対しての改装費は、この中に幾ら入っているのですか。
- ○董原管財課長 事業者に貸し付けます厨房等の面積が約170平方メートル相当ということで、今、ご指摘のとおりです。予算計上していますのはその厨房部分の整備と合わせて厨房の横の多目的スペースと申していますけれども、6階の庁舎に当たる部分の改装費と厨房等の設備を、前に互助会が終わったときに厨房等の設備も古くて全部撤去していますので、新しく設置する経費等々含めて、全体で1億8,800万円程度になっています。○川田委員 ということは、厨房というのはお貸しになる部分ですよね、この部分の費用計算は出ていないのですか。ほかは本庁舎を職員が事務に使われるそのままの目的で、別に貸す貸さないの関係がないのです。けれど厨房は、今言いましたように契約して貸していくわけですから。だからそこの工事費用は一緒になっていたらおかしいです、別ですよね。それは幾らですかと聞いているのです。厨房の設備費も入れて、その部分に係る費用は約1億8,800万円、この内訳は幾らですかとお尋ねしているのです。
- **○萱原管財課長** 厨房等の整備工事費で、整備工事費そのものは1億2,100万円程度になっています。これは横の多目的スペースを改修する経費も含めて、厨房等の部分の例えば電気設備、機械設備などの工事をする部分を含めて1億2,100万円です。今、厨房に係る部分だけがどのくらいかという内訳は資料を持ち合わせていません。

- ○川田委員 もう一回確認したいのですが、全部で約1億8,800万円で、厨房に係るのが約1億2,000万円、端数はいいですけれど、こういう解釈でいいのですか。
- **○萱原管財課長** 少し言葉が十分ではありませんでしたけれども、6階の改修工事に係る部分の経費が1億2,100万円で、厨房の部分を工事をする経費と、それに合わせて多目的スペース、それ以外の部分を改修する経費も含めて1億2,100万円になっています。
- **〇川田委員** 簡単に言えば1億2,000万円の中の厨房とお貸しになる部分だけの費用 割合は、今手元に資料がないのでわからないという解釈でよろしいですか。
- **○萱原管財課長** 工事費の1億2, 100万円の内訳の厨房に係る部分がどのくらいかは 今、持ち合わせていません。
- ○川田委員 細かい金額は別として、次、聞いていきたいのですが、これを貸されるのは、 地方自治法第238条の4の規定で、空きスペースがあるので貸してもいいということで、 以前に地方自治法の改正が行われたときのこの規定で、そこに貸されるということですか。
- ○萱原管財課長 委員がおっしゃったように、平成18年に地方自治法が改正されて第238条の4で、行政財産についても事業に直接供しない部分、空きスペースがあれば貸し付けという形で運用は図れるとなっています。これに基づいています。
- ○川田委員 だから地方自治法第238条の4の規定で、今回あいているからそこを貸すわけですよね、内容はまた後で触れます。けれど、あいているところを貸すのに、工事費が県でなぜ予算に上がっているのですか。後で業者から改修した費用をいただくわけですか、あいているから貸すのでしょう。地方自治法の解釈は空きスペースを貸すのであって、この規定は新設してそこを、はい、入ってくださいと、不動産屋のように募集を募るのではないです。その点いかがですか。かなり大きく変わってくるので、空きスペースにお金をかけるということで、地方自治法上おかしいです。空きスペースを貸すのでしょう。
- **○萱原管財課長** 庁舎に余剰な部分、空きスペースがあることについて、平成26年3月にそれまで奈良県職員互助会で運営していた食堂を閉鎖しました。それまでは奈良県職員互助会が運営していた食堂が同じ場所にありました。ですから、それまでもずっと食堂としてはこの部分を使用していました。それが平成26年3月に閉鎖して、それ以後、庁舎としては利用していませんでしたので、リニューアル、再開を目指して進んできたところですので、現在は庁舎としてはあいている部分になろうかと思います。

この部分については行政財産の貸し付けということですので、事業者からは面積に見合

った貸付料を徴収する予定でいます。この部分の改修については、今回、業者を入れます ので、おおむね10年間の契約になっていますけれども、10年たてばまた入札をして、 別の事業者に入っていただく予定をしています。これからずっと食事提供事業は続けてい くつもりですので、この部分について、厨房以外の部分の改修費も含めて、予算計上して います。

○川田委員 現在やっておられないので、過去の奈良県職員互助会のことは関係ないし、ここに理由を入れるのはおかしいです。もともとあそこは庁舎の6階にあるわけではないですか。本来なら、あそこは事務に使っていてもいいわけでしょう。たまたまそれをやっておられただけの話であって、関連性はないです。地方自治法の改正は、市町村合併などがたくさんあったから、いろいろあいているスペースがあるので、あいているスペースなら使っていいと貸し付けることもできるし、無償で使用を許可するという、この2つではないですか。この場合はあいているスペースをお金をいただいて、減免は別ですけれど、一応お金をもらって貸し付けるか、あいているスペースを無償で使っていいという行政処分によっての許可をするか、どちらかではないですか。

今回の協定書を見ていたら、空きスペースをお金をとって貸し付けるわけでしょう。行政が空きスペースにお金をかけるのはおかしいではないですか。そういうことではないのですか。今、10年の契約とおっしゃいましたけれど、10年でマイナスになるでしょう、改修費を使っていったら、1年間の家賃収入が200何万円ぐらいです。そうなら、完全にマイナス、赤字ではないですか。赤字をもって空きスペースを貸すという、地方自治法第238条の4の部分は法律では適合しないと思います。その点はいかがですか。

〇萱原管財課長 空きスペースについては、先ほども述べましたけれども、奈良県職員互助会の食堂が撤退して以降、厨房部分については全くの空きスペースで、全然、庁舎として利用をしていませんでした。それを職員の福利厚生の充実、食堂リニューアルということで、今回、行政財産として引き続き使っていきます。業者には、この該当部分の面積に応じた使用料を徴収する予定でいます。

〇川田委員 いや、だから、空きスペースを貸し付けるわけでしょう。そこの内装費等に お金をかける、部屋で言えば、あいているマンションを借りるのであれば、そのまま借り て、自分で家具を運んだりなどして部屋をつくるわけではないですか。けれど、その前に、 ではこれもつけましょう、テレビも買いましょう、これも置きましょうと、家主がそうい うことをしないです。借地借家法の法律によって貸すわけでしょう。だから、地方自治法 第238条の4の規定とは、確認してきたのですけれども、これは法律の適合と少し解釈が違います。管財課長は前に、職員の福利厚生も含んでいると。福利厚生の事業として行政がやるのであれば、貸し付けではなくて委託事業にならないといけないのではないですか。地方自治法第238条の4を使うからおかしくなっているのではないのですか。その点いかがですか。

〇萱原管財課長 繰り返しになりますけれども、この部分については、行政財産の貸し付けということで、県としてはここに入ってきて食事提供事業を行っていただく事業者を求めました。事業者にはこのスペースで、食事提供事業をやっていただくと。厨房部分については使っていただくわけですから、行政財産の貸し付けということで貸付料を徴収する予定でいます。

○川田委員 このやりとりをやっていても同じことばかりしか言われないのですが、今まで総務警察委員会でもよく言ってきたけれど、きちんと調べてください。ずっとそれで来ていて、基本協定書にも書かれているし、業者の設備のものに関してはこの中にも書いています。事業の実施に関する費用を各自負担するという条項もあります。貸してからやられるのであればわかるのですけれど、空きスペースを貸すのですから、空きスペースにお金をかけてなぜ貸すのですか。地方自治法第238条の4でやるのであれば、地方自治法上の解釈がおかしいです。本来は、福利厚生の事業として県が取り組むことになれば、その事業として委託料でそこに入っていただくと。委託料といっても、その収益を委託料にかえるなどのやり方はあります。けれど、空きスペースを貸すという、この条項を使ってやるには無理があると思うのです。地方自治法について調べて、おかしいと聞いているのですけれど、私が聞いてきても、勝手に聞いてきたのだろうとなるので、できたら先ほどの件とあわせてご調査をいただけないですか。

- **〇奥田副知事** もう一度、内容を精査して、今のご質問に答えられるように、本委員会に ご報告をさせていただきます。
- **〇荻田委員** 数点に絞って質問します。

川田委員から質問補充という文言が出ましたけれど、決して私はそういうことは言っていません。ただ、防災拠点は誰が決めているのか、ましてや危機管理監、あなたのところで掌握しているのでしょう。それはどうなのか、まず答えてください。

〇長岡危機管理監 防災拠点ですけれども、災害対応に、活動に必要な施設ということで、 先ほど川田委員がおっしゃいましたけれども、県庁舎、分庁舎、事務庁舎、研修施設等と いう形で、県のホームページに公表していることは事実です。

- **〇荻田委員** 指定というのは、事務担当はどこなのですか。
- **〇長岡危機管理監** 公表している資料がホームページにあるのですけれども、営繕課と管 財課で相談して、公表していると承知しています。
- **〇荻田委員** どこが決めていますか。公表するに至った、指定をした課というのか、担当 の所管はどこですか。(発言する者あり)決めているのなら、それでいいです。
- **〇長岡危機管理監** 活動施設で、県庁で活動すると言っていると言われると、そういうわけではなくて、災害対応するのが県庁舎ですので、県庁舎ということで、公表しているのは営繕課と。決めているというか、災害対応するのが県庁で、ここでやらざるを得ませんので、決めているといえば、決めているのは県という形になろうと思います。
- ○荻田委員 しっかりとしたご対応をお願いしたいと思います。

一般会計予算の中で、先ほども川田委員からいろいろおっしゃっられたけれども、私も自主財源に非常にこだわって議員生活をやっており、頑張っておられる職員と対峙をしながら、いろんな意見交換を今日までしてまいりました。ことし、何とか義務的経費が半分を切ればという思いで期待を込めていましたけれども、ともあれ真ん中だと。義務的経費は、何も事業をしないでもお金がこれだけかかりますという費用です。人件費や公債費を含めて当然要るお金で、あとの50%は、いろいろな施策を講じていくためのお金です。だから、できるだけ自主財源は極めてしっかりとした対応をしていただきたいと。

先日も代表質問をしましたが、平成19年度から平成26年度まで、法人二税で119億6,000万円、雇用損失が2,259人という知事の答弁もありました。しかしながら、税は生き物ですし、観光誘発、企業誘致をすることによって、これだけの税収を生んだことは、県庁職員皆さんのお力添えがあったからこそだと思っていますが、この中で、自主財源の確保に向けて、いろいろな取り組みを今日までやってきています。総務部として、今年度の歳入歳出を含めて一番力を入れた点についてお聞かせください。

○岡野財政課長 平成28年度の当初予算の特徴点で申し上げますと、荻田委員が言われたように、もちろん自主財源に非常にウエートを置いており、事業にくっついてくる特定財源とは別に、一般財源収入に着目しますと、その中で自主財源と言われているものに県税収入があります。一般財源の中でも地方交付税と臨時財政対策債も含みますけれども、こちらは依存している部分になり、平成28年度においては県税等がかなり回復してきて、地方交付税との差が20億円に縮まっています。これまで、前年は120億円あったわけ

で多少景気の動向もありますけれども、これまでの経済回復に向けた投資の効果も少しは 見えてきたのかという感覚でいます。以上です。

○荻田委員 財政力指数という指標を用いて、いろいろ市町村に頑張っていただいたり、 経常比率もそうですけれども、動向に向けてしっかりと頑張っていただけたらと強く要望 しておきます。

「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の147ページ、2人権を尊重した社会づくり、「なら・ヒューマンフェスティバル」開催事業で、広く県民に対して人権啓発を行うための県内最大のイベントを市町村と連携しながらやるというお言葉です。なぜこのようなお話をするかといえば、いずれまた健康福祉部にもお話をさせていただこうと思っています。いろいろな差別事象などもあります。しかし、人間は平等な立場で、基本的人権のかかわりで人権にかかわる法整備をやっていただく中で、弱い方々の立場に立って、寄り添って、社会生活をおくっていこうと、こんな時代です。特に知的障害者の施設を建てるということで、奈良市内で、こういった発言がありました。一つは、新規でその場所に建てようといったときに、こんな気違いの施設が来ることによってこの村の将来はないと。この施設は重度なのか軽度なのか。もう一点は、刑務所で服役をして満期になって出てきた人たちを受け入れるのかという発想の発言でした。これはいずれ健康福祉部でも明らかにしていきますけれども、県として人権にかかわって、今の問題に対して、くらし創造部長、どのように思いますか。

〇中くらし創造部長兼景観・環境局長 荻田委員がおっしゃったように、人間は当然平等 に生きていく権利を持っているということですので、人権を担当する者としてもしっかり とその視点を県民に広く啓発をしているのが今です。今、委員がお述べの人権を、県民に同じように人権についての考え方を共有していただけるように、我々は今後とも推進をしていきたいと思っています。

〇荻田委員 それは言葉だけで、なかなか気持ちが入っていない。人に寄り添う、弱い立場の人に向き合って、寄り添っていくのが一番大切だと思います。

こういったことで、市町村に対していろいろな事例があると思うのです。そういったと きには、県が市町村に対してどんな啓蒙活動、指導をされているのですか。

〇中くらし創造部長兼景観・環境局長 まず、荻田委員がおっしゃったように、市町村で も起こった事案、発生した事案等について、しっかりと県と情報共有はさせていただいて います。例えば、どこどこでこういう問題がありました、こういう事案が起こりましたと いうことについては、市町村と人権啓発勉強等を通じて情報の共有を図りながらその対処、 例えばどういう形で対処したのかについても市町村と県も同じように情報の共有を図りな がら、同じような事案に対しては的確に対応するように努めています。起こった事案につ いては正しくつかみ、委員がおっしゃったように、熱意を持ってその課題に対応するとい う方針で進めています。

○荻田委員 はい。結構です。

○今井委員 行政が税金を集めて税金を使う。それは、全ての県民が基本的な生活ができるように整えていくことになるかと思いますけれども、消費税が今度10%になると安倍内閣が言っていますが、1997年に消費税が3%から5%になったときと、今回8%になったときを比べますと、増税前の駆け込み消費も増税の落ち込みも今回のほうが大きい状況です。賃金は4年連続で下がっている中で今回10%に引き上げるという計画になっていますけれども、今年度の予算の中で、10%を前提とした何か予算に反映されているものがありましたら、お聞きをしたいと思います。

消費税の影響は、暮らしがよくなって、皆さんの買い物が活発になって、税収が上がっていくのであれば理解ができるのですけれども、今、県民の暮らしはそんな状況ではありません。年金もどんどん下げられていく、できるだけ節約して物を買わないようにしようという中で、税収がふえている状況です。この消費税は社会保障に充てると言われていますけれども、国のレベルでは2016年の予算で社会保障に充てられたのは8.2兆円、5%から8%と3%上がったときに8.2兆円の税収のうちの1.35兆円、16%しか、この社会保障に充てられていない状況で、残りは別の財源を置きかえただけですけれども、県の予算を見ていますと、「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の16ページ、引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費があり、奈良県で社会保障のうちの消費税が充てられているのは9.1%になりますので、この消費税が社会保障に充てられているのは、当たらないのではないかと思っています。しかも、一番弱い立場の人に重く負担になる消費税は、社会保障の財源には一番向いていないものだと思っていますけれども、消費税の問題で、知事は10%に上げるのは結構だと意見をしておられましたけれども、この点についてお尋ねをしたいと思います。

先ほどの川田委員からの質問の県の厨房の件で、貸す相手はどこに貸すのか。幾らで貸 すのか。誰が主体で運営するのか、その点をお尋ねしたいと思います。 防災の関係で、原子力発電所の再稼働の問題です。高浜原子力発電所は4号機が故障のために停止をしました。3号機が先日、地方裁判所の差しとめ判決が出て、停止となっていますけれども、原子力発電所が全く動いていないときでも電力は足りていました。再稼働の問題では、国では30キロメートル圏内の自治体しか同意を求めていない状況で、奈良市と高浜原子力発電所との距離を調べますと、96.8キロメートルになっており、福島県の原子力発電所の事故では200キロメートル範囲のところにも放射能の汚染が広がったことを考えますと、もし高浜原子力発電所で事故があれば、奈良県も被害をこうむるエリアになると思っています。40年以上たった原子力発電所の再稼働は、世界から見ても非常識な状況です。これに対して、奈良県は何も相談がなく来ているわけで、再稼働はするべきではないと、県として申し入れをする必要があるのではないかと思いますが、この点についてどのように考えているのかをお尋ねします。

それから、自衛隊の問題があります。自衛隊の問題については、知事が所信表明で新し い消防学校を言われています。予算の中でも奈良県広域防災拠点整備基本構想策定が出て おり、これはいつごろをめどに考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

消防学校を先日も見に行ってきましたけれども、今の消防学校の施設の中で耐震化できているのは学生寮だけ、学生が寝泊まりする寮が一つだけで、ほかは全部耐震ができていないところで消防学校の人たちが勉強しているということです。自衛隊の誘致を待つということではなく、新しい消防学校の建設を早く進めていただきたいと思っていますので、その点をお尋ねします。

自衛隊駐屯地の誘致の問題で、アメリカ軍の訓練ルート、いわゆるオレンジルートにおいて、徳島県牟岐町で、3月4日午後3時ごろ、オスプレイが目撃をされています。地元では2013年以来4回目のオスプレイの目撃になっており、オレンジルートは岩国から四国に入って、それから和歌山県に行くルートで、ちょうどその線上が奈良県五條市に当たるというルートになっていますけれども、先日も日米合同訓練が行われて、ニュースを見ていましたところ、負傷した日本の自衛隊員をアメリカ軍がオスプレイで搬送する訓練が行われていました。もし、自衛隊のヘリポートが来た場合に、県が考えている防災拠点施設とは全く異なる、奈良県もそうした訓練の場所に使われるということになるのではないかと思っていますけれども、こうした自衛隊関連の予算が来年度も4,600万円ほどついていますが、今年度5,030万円ということで、どのように使われたのかをお伺いします。

自衛隊でもう一つ、自衛隊の募集の問題です。この3月29日から、昨年通りました安全保障法制が施行になり、自衛隊の性格が大きく変わっていきます。自衛隊員の募集推進についての依頼文書が、平成27年4月28日に防衛大臣から知事宛てに送られてきたものを、県は地方公共団体による自衛官の組織募集の依頼についてという表紙をつけて、荒井知事の名前で奈良県内の各市町村長宛でに6月10日に送付をしています。さらに、12月17日には自衛隊奈良地方協力本部から奈良市長に、自衛官及び自衛官候補の募集に関して必要となる募集対象者のその提出についての依頼が送られています。依頼の内容は、募集対象者の氏名、生年月日、男女の別、住所情報、具体的には平成6年4月2日から平成7年4月1日まで、これは大学の卒業者。平成10年4月2日から平成11年4月1日まで、これは高校の卒業者。住民基本台帳の閲覧請求では、平成13年4月2日から平成14年4月1日まで、これは中学卒業者に当たりますけれども、これの依頼が来ており、県内の自治体では自衛隊奈良地方協力本部に閲覧をさせたり、名簿が提出をされていることが明らかになっています。

この問題は平成21年に、国連の議定書で武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の趣旨に基づき、自衛隊法の改正が行われ、中学卒業者の名簿は従来どおりの紙媒体はできないとなっています。これによって、自衛隊の祭典などでも、子どもに本物の銃を握らせるイベントが行われていたときがありましたけれども、こういうことも子どもにはさせないと廃止をされています。それにもかかわらず、自衛隊奈良地方協力本部はこれまでと同様にその情報を求めてきています。国会で問題になり、防衛大臣は一部の自衛隊の地方協力本部が適切でない方法で募集事務に関する資料の提出依頼を行い、まことに遺憾であるという文書を出していますけれども、県は昨年4月28日に防衛大臣から知事宛てに来た文書をそのまま市町村長に送っています。中学生の名簿が出たことは、私は大問題だと思います。今後このようなことがないようにすべきだと思いますけれども、県内の自治体で自衛隊に名簿の提出や閲覧がどのように行われているのかについて伺いたいと思います。

河合町では、自衛隊の予算が平成27年に1万9,000円だったものが、平成28年に7万6,000円にふやされています。これは地域にパンフレットを配布して、隊員の募集を強化する予算で、防衛大臣から知事宛ての文書によりますと、重点市町村の設定などということで、市町村において組織募集の模範になる市町村を選定するようにと出ているわけで、奈良県はどこの市町村をこの模範となる市町村として選定されているのかにつ

いてお尋ねします。

あとは、臨時の関係、働き方の問題、くらし創造部に対する県立橿原公苑の問題について質問をしたいと思います。

〇北條税務課長 消費増税への対応で質問がありました。先日、山村議員からの代表質問があり、知事から答弁しましたように、県としては、我が国の社会保障制度を将来にわたって健全に維持していくためには、安定的な財源を確保することが急務であり、消費税率の引き上げについては避けて通ることはできないものと考えています。引き上げ分の消費税については、社会福祉や社会保険、いわゆる4つの社会保障、年金、医療、介護、子育て等に充てることとなっています。平成28年度の予算においては、委員がご指摘のとおり、「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の16ページに書いており、予算としては87億9,200万円を社会保障費に充てる予定となっています。

委員から、国の分について、消費税で社会保障に回っている割合が少ないのではないかというご質問がありました。数字については確認していませんが、平成26年4月に消費税率が5%から8%に上がっています。そのうち地方消費税は1%から1.7%と上がっていますので、いわゆる7割上がっています。国では4%から6.3%に上がっていますので、単純計算しましたら3割程度上がっていることになるのですが、平成26年に消費税は上がっていますが、消費税は、納める事業者については2カ月後に消費税を税務署に納めることになっています。制度的に2カ月後に納めるだけではなく、例えば確定申告のときに増税分について納めていいという制度がありましたので、幾分収入の年度がずれている分がありますので、その分で少なくなってきているのではないかと考えています。県においても、平成26年度決算は、消費税増税部分については21億7,900万円ありました。来年度予算では、87億9,200万円となっていますので、1%から1.7%上がる分の費用について平年度化して、このような数字になっているものと考えています。以上です。

- **〇萱原管財課長** 食事提供事業について質問がありました。貸し付けしますのは、基本協定を締結している株式会社エル・スエヒロフードサービスが対象です。
- 〇田尻委員長 もう一度お願いします。
- ○萱原管財課長 株式会社エル・スエヒロフードサービスが対象です。

賃料については、今後、契約を結ぶ予定で、おおむね170平方メートル程度で、その

時点での単価を掛けて、年間約300万円程度の貸付料になろうかと思います。

運営主体ですけれども、食事提供事業を進めますのは、職員の福利厚生を考えて、県と して事業を進めます。以上です。

〇中澤知事公室次長(防災統括室長事務取扱) まず、高浜原子力発電所の件です。事故時に、96.8キロメートルにある奈良市は被害の可能性があるということで、まず事故時の対応ですけれども、原子力発電所の事故については、国で原子力災害対策指針が定められています。これに基づき、原子力災害対策の重点区域を定めることとなっています。

ご承知のように、UPZと言われる30キロメートル圏で、この圏内に奈良県は含まれていません。ただ、昨年、原子力規制委員会で了承され、UPZ、30キロメートル圏の外の防護対策では、例えば大規模な放射性物質の放出があった場合には屋内退避の指示など、UPZ外、30キロメートル圏より外側の一定の範囲に拡張して対応するというところも示されています。この場合、従前は50キロメートル圏をある程度決めようか、いや100キロメートルなどいろいろあったのですけれど、プルーム通過時の防護対策が必要な区域を、距離を決めようという方向で動いていましたが、今回の議論でおきますと、あらかじめ対象範囲を決めずに、事故のときの放出された放射線量や気象状況等に踏まえて、原子力発電所から同心円を基礎としての自治体単位の屋内退避の範囲を決定するという、UPZ外の防護対策が了承されました。これを受けて、原子力災害対策指針は改正をされ、基本的に具体的な手順も今後示されることとなっています。奈良県のようにUPZの外にある自治体もこれに沿った形での対応をすることになると考えています。

委員がおっしゃった原子力発電所の再稼働そのものについて申し入れをということでしたけれども、原子力発電所の稼働そのものについての判断は所管していませんので、今申 し上げた事故対応だけをお答えをしました。

自衛隊の関係で、いつごろをめどにということですが、平成28年度予算でも平成27年度と同様で、一つは県民に自衛隊、自衛隊の災害派遣を理解いただこうと、機運醸成のためのイベントも実施をしています。防衛省と共同にて本年度調査を実施していますが、来年度は消防学校を含めた県の広域防災拠点の基本構想を取りまとめていきたいと考えています。調査としてはそういう形で進めている段階で、具体的にいつごろをめどに誘致整備をするかを今申し上げられる段階まで至っていません。

今年度の予算をどう使ったかというところです。今申し上げた平成28年度予算とも同じような取り組みを進めていますけれど、一つは国への提案要望活動を7月と11月に実

施しています。防衛大臣、陸上幕僚長等にお願いをしています。それから、県内への駐屯 地誘致の機運を醸成しようという事業として、駐屯地への見学ツアー、県民を対象とした 見学ツアーも実施をしています。ことしは1月16日ですけれど、五條市市民会館を会場 に、自衛隊の災害対応についての防災講演会も開催しています。県民に自衛隊の理解を深 めていただこうという事業です。国でも平成27年度、平成28年度もですけれど、自衛 隊展開拠点確保に係る基本構想業務で、約400万円の予算を計上していただいています。 これとの共同調査で、平成27年度は県と五條市で選定した2カ所の候補地について、県 が気象、地形、騒音の調査を実施して、防衛省側がヘリコプターの運行に際しての障害等 があるかないかという調査を行っています。また、広域防災施設の調査としては、新しい 消防学校に必要な教育訓練内容や、施設構成などを今年度は検討しています。

募集の件で、募集に当たっての情報提供を求めているという点です。特に中学生の情報について問題ではないかという意見がありました。昨年、以前にもご指摘をいただいたことがあったかと思いますが、奈良地方協力本部にも確認をし、中学生の情報提供の依頼は行わないとの回答は得ていましたので、今もそれが行われているのは承知をしていませんでした。恐らく1年ぐらい前だと思いますけれども、確認はしています。

河合町の件です。募集事務を国の委託費を使って実施をしていただき、これの予算がふえたということで、重点市町村がどことどこでというところなど、金額の資料が手元にありません。ただ、防衛省から県内で幾つかの市町村に、募集事務は全部やっていただいていますけれど、その中で幾つか重点市町村ということで、積極的な取り組みをお願いできないかと、幾つか照会をかけてご依頼をして、上がってきたところにお願いをしているという形で、幾つかそういう重点市町村があるのは事実ですが、河合町が入っているのか、ほかに、どこが含まれているのか、今手元に資料がありませんので申しわけありません。以上です。

〇辻消防救急課長 宇陀市にあります現消防学校は、今なお教育訓練の場として、消防職団員の知識、技術の向上のために重要な役割を果たしています。しかしながら、ご指摘のありましたように、耐震化など老朽化が進むとともに、周辺の宅地化や敷地面積の不足などにより、訓練に適した環境ではなくなりつつあります。このため、昨年より消防学校として必要な規模、備えるべき機能、施設、教育訓練の内容について、防災拠点施設とあわせて検討を進めているところです。

一方、県では救助の中心となります、自衛隊、警察、消防の3つの組織が連携すれば、

県内外の大規模災害の対応において大きな力を発揮できると考えています。消防学校の早期建設ということでしたが、現時点では奈良県にとり最良の姿として、自衛隊へリポートと隣接し、消防学校を併設した広域防災拠点の実現を目指しているところであり、県として、消防学校体制の充実を図り、大規模災害の県民の安全・安心を確保するため、自衛隊へリポートと併設した広域消防拠点及び消防学校の早期の整備を目指しています。以上です。

○今井委員 原子力発電所の関係で、もし災害があれば、対応する指針が出ていて、距離は30キロメートルなどは別に関係ないというお返事だったと思うのですが、40年を超えている原子力発電所の再稼働は世界でもない状況であり、この間も再稼働するときに、マスコミも入れてやったら、その途端にブザーが鳴って、だめになっているわけで、もしあれが事故であったら大変なことだったと思います。県から、再稼働してはいけないと言うべきではないかと思っていますが、それを言う立場ではないと言われていますので、これは誰に聞いたらいいのでしょうか、副知事でしょうか。原子力発電所の再稼働をしてはいけないと、奈良県として意見を申すべきではないかと思うのですが、それに対してご意見があればお聞かせをいただきたいと思います。

自衛隊の関係で、昨年は聞いているということですが、私の手元にあります依頼文書は 平成27年6月10日、荒井知事から各市町村宛てに地方公共団体による自衛官の組織募 集の推進についてという文書が送られていますので、今の話です。そうした子どもを持つ 親にとりましたら、自分の子どもが戦争に送られるのではないかという心配を大変持って おり、そうしたことを県が各市町村に、この防衛大臣からの文書を横流しで送ることは非 常に問題ではないかと思います。特に、国際連合の議定書でも、中学生についてはそうし たものはだめだと言われているものが、名簿が出ていることは、大変な問題ではないかと 思っていますけれども、その点について再度お答えを願いたいと思います。

先ほど河合町の事例を出しましたけれども、県内の市町村の幾つかで、自衛隊の隊員募集の重点の市町村を県が選定しているということですので、どこかという資料は後で結構ですから、提出を願いたいと思います。

その点でお聞かせください。

〇奥田副知事 原子力発電所の再稼働についての県の意見ですけれども、知事が従来から、 多分本会議での話だと思うのですが、原子力発電所の再稼働についての判断は国の判断で 行われて、責任も国できちんとやってもらうことが本来だという考え方を従来から申して いると思いますので、ご理解を願えたらと思います。

○中澤知事公室次長(防災統括室長事務取扱) 自衛官の募集事務の件ですけれども、委員がお述べのように、平成27年4月28日付の国の文書かと思いますが、市町村にはお伝えはしていますけれども、この中に中学生の情報を提供することは書いていません。今回の文書の中に例年と少し違っているのが、なお、一部の地方協力本部が適切ではない方法で募集事務に関する資料の提出依頼を行ったことが判明し、誠に遺憾に思いますという文章が入っています。その前年に平成26年度だったかと思いますけれど、国会でも中学生への情報提供依頼というのは問題になって、改めるという答弁を、どなたかは忘れましたが、されていたと思います。それを受けて、この通知文になっているかと思うのですけれども、このときに確認した範囲では、中学生の情報については提供を求めないと聞いていたものですから、それがその後ももしあるようでしたら、再度確認をして、申し入れなどをしたいと思います。

○今井委員 今お話がありましたのが、平成27年4月28日に防衛大臣から来た文書を6月10日付で、知事が各市町村に送られているわけです。その中には、確かに、一部のところで適切ではないと書かれているのですけれども、その後、これは平成27年12月17日、自衛隊奈良地方協力本部長の名前で各自治体にまた文書が送られている。自衛官及び自衛官候補の募集に関して必要となる募集対象者情報の提出について、文書が送られているというのがあるわけです。ですから、ここには中学生のところは依頼内容には書いていないのですけれども、閲覧台帳を見ますと、そこには中学生に該当する年齢の男子中学生ということで、住民基本台帳閲覧請求書を見ますと、それが対象に入っているとありますので、ぜひ事実を確認して、必要な申し入れをしていただきたいと思います。その点でもう一度ご意見をいただきたいと思います。

〇中澤知事公室次長(防災統括室長事務取扱) 基本的に、住民基本台帳法自身は市町村で適切に情報提供する、しないということは判断されていると思いますが、先ほどおっしゃっられた防衛大臣からの文書に基づいて、その中に中学生の情報提供までも含めて依頼をしているという趣旨では思っていませんでしたので、そのあたりについては再度きちんと確認をしたいと思います。

〇今井委員 隊員募集の重点市町村の資料も後でお願いします。

人事評価制度について質問をします。川田委員からもお話がありましたが、人事評価制度を義務づける地方公務員法の改定が行われるということで、これまで評価を導入しなか

った滋賀県でも議論がされていると聞いています。国では同一労働同一賃金と言いながら、 一方では人事評価を賃金と連動しようということは、おかしいと感じていますけれども、 奈良県でも平成17年から人事評価が導入されています。明確な基準がないために、評価 する人もされる人も本当にそれが正しく評価されているのか、評価できているのかという 疑問があり、評価する立場の職員はそのために研修や残業、休日出勤もしなければいけな いという話も聞いていますが、奈良県でこの制度を導入して何がよかったのか、どんな問 題点があるのかをお伺いしたいと思います。それから、人事評価と給与の関連は今どうな っているのか、人事評価と仕事の成果が上がらない職員は連動しているのかどうか。その 点をお尋ねします。

〇枡井人事課長 人事評価の何がよかったか悪かったかということですが、人事評価の目的は人材育成と組織力のアップです。評価される者と評価する側がしっかりとコミュニケーションをとることにより、その人の人材育成につながっているものと考えていますので、そういう点ではよくなっていると考えています。

反省点ですけれども、評価には、評価する側の訓練が必要になってまいります。評価する側の均一性といいますか、訓練がさらに必要であろうと。不平等が起こらないようにさらに必要であろうかと思います。

給与の関係ですけれども、現時点の評価では、ボーナス、勤勉手当にのみ反映させていますが、来年度からは昇給に反映させていく考えです。

3つ目に評価の悪い職員への対応と理解しましたが、それでよかったでしょうか。

〇今井委員 はい。

○枡井人事課長 人事評価の低い職員の指導ですけれども、仕事の成果の上がらない職員に対する特別研修実施要項を定めて運用しています。具体的には、人事評価の低い職員が成果の上がらない職員となってきますし、4月からは人事評価結果を、分限、その他の人事管理の基礎として活用すると法律で明記されましたので、人事評価の低い職員が特別研修の対象となっています。特別研修の内容ですけれども、集合研修、所属個別研修、公務能力向上特別研修の3種類に分かれており、職員の意欲、能力に合わせて研修を実施しています。こういう職員に対して、職員の問題点を改善して、能力向上に努め、職場の復帰につなげていきたいと思っています。

〇今井委員 特別研修を受けられた職員からお話を伺う機会がありました。その職員は、 現業部門で採用されて、病院の給食の部門ですけれども、民間委託になるということで、 そのまま仕事を続けるのであれば民間の身分になる、試験を受ければ行政職になれるということで、試験を受けれられて行政職を選ばれたということですけれども、その研修の間、指導される方から何回も、やめろやめろと、そんな能力でよく試験が通ったなと言われ、やっている内容はパソコン研修ということでテキストだけ渡されて、自分でそれを見ながら練習をする。通信教育講座、ユーキャンで送られるようなテキストで、それを見ながら自分でやると。課題作文で、なぜこのような研修を受けることになったのか、これからどうするのかなどを書かされていますけれども、自分の思いを書いたら何回も書きかえを言われて、自身としては人生で一番頑張ったのに全部否定されていたような気がしたということで、結局、4カ月間の研修を受けて退職をされたというお話でした。

この研修の目的は、やめさせることではないと思いますけれども、こうした研修を受けられた職員で、実際にどのくらいの職員が職場復帰をされているのか、やめられているのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○枡井人事課長 先ほど申しました成果の上がらない職員として、集合特別研修に出た職員は89名です。それから、所属長が行う所属個別研修には44名です。それから、自治研修所で行います公務能力向上特別研修があり、そちらへ行く職員が46名です。

今年度については、集合特別研修が10人、所属個別研修の受講者が7人、公務能力向 上特別研修を受けているのが3人と。うち、退職したのは平成27年度時点で2人という ことになっています。退職に関しては、自主退職で、自治研修所においても引き続き研修 する予定だった者ですけれども、途中で自主的に退職にされたという職員です。

〇今井委員 自主退職扱いだったと聞いていますけれども、この職員の親が知ったのが、 やめてからやめたということを聞いたと言われ、追い詰められた形でやめたと私は受け取 りました。

人事評価は職員の能力や意欲を引き出して、職場全体のモチベーションを維持することが目的とされています。そのためには、公平公正かつ厳格であるべきだと思います。人を育てる基本は、一方的な研修や試験、評価にあるのではなくて、日ごろの職場のコミュニケーションがどれだけ図られているのかに係っているのではないかと思っています。働きやすい場所と住民サービスの向上は表裏一体のものだと思っていますので、これから評価に賃金を連動するなどいろいろと県は進めようとしていますけれども、職員が安心して仕事ができるような、奈良県に合った人事の、人事評価というか人事人材育成制度を目指して改善をしていただきたいと思っています。

今まで導入してきた民間の企業においては、人事評価を入れることで、職場のチームワークを壊す、目先のことに目が奪われるなどで、廃止するところが出ています。例えば同僚や部下に仕事を教えない、IT企業では目先の利益にとらわれて、新しい開発がストップされてしまった事例なども出ていますので、よくそのあり方をいろいろな方面から検討していただきたいとお願いしたいと思います。

奈良県の職員の働き方の問題です。一般質問で、阪口議員もパネルで、県庁の職場がいつまでも電気がついていることをしておられましたけれども、知事は、私が12月にもそれを出した後で、ないしょで夜の県庁の写真を撮影していたことを本会議場で言われていたのですけれども、これは人事課が撮影されたのでしょうか。誰が撮影していたのかお尋ねします。

- **〇枡井人事課長** 人事課で撮影しています。
- ○今井委員 午後10時になれば電気が消えるところが多いと言われていたのですけれども、午後10時以降も職員が残業していたと認識していると理解をするわけですが、午後10時以降の残業命令がどのくらい各職場で出ているのか、午後10時以降であれば、労働基準法から言えば深夜加算の手当が必要になりますけれども、その辺がきちんと出ていたのか実態を教えていただきたいと思います。
- **〇枡井人事課長** 残業命令された分は手当が間違いなく出ていますので、そういう意味では間違いなく出ていると考えています。
- **〇今井委員** 実際にタイムカードで遅くまでいたという客観的なデータと、残業命令にそ ごがあるというのが、この間ずっと伝えてきたことなのですけれども、これに関して働き 方の改革に取り組むと言われているわけですが、そのあたりの点についてはどう考えてい るのかお尋ねしたいと思います。
- ○枡井人事課長 残業命令と、実際に職場を離れたと言いますか、退庁した時間の関係ですけれども、これについては、昨年の7月の総務警察委員会でも報告をいたしました。総務部の本庁所属において、去年の2カ月間、時間外勤務命令時間と出退勤システムにおける退庁時間の乖離時間を調査しました。その結果を報告したわけで、繰り返しになりますが、検証結果としては、1日17分、20分弱の乖離があったと報告させていただき、乖離時間をゼロにするのは困難で、一定の20分弱の乖離はあり得るものという報告をして、そういう理解をしています。
- **〇今井委員** 働き方改革の問題については、再度知事にも質問したいと思います。

最後に、橿原公苑の柔剣道場の件ですけれども、畳がぼろぼろだという声が寄せられて、私も直接見に行きましたけれども、柔剣道場の横の部屋に畳が置いてあり、本当にぼろぼろで、利用される方はそれをこちらに持っていって敷いたらその後の掃除が大変で、使ったら体に畳のかすがつくという、そのくらいぼろぼろの状態です。新しい施設の検討がされているようですけれども、とてもそれまで我慢をさせるわけにはいかないと思いますので、今、必要な改善についてはぜひしていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

〇村上スポーツ振興課長 委員からご指摘いただきましたように、橿原公苑柔剣道場については、明治34年に建てられた建物で、昭和36年に橿原に移転、移築したものです。 老朽化が著しく、畳についてもご指摘のような条件であると聞き及んでいます。現在、橿原公苑のあり方検討を行っており、専門家の視点からも施設の状況調査を行って取りまとめている途上です。柔剣道場については、耐震化基準に合わないであったり、躯体の状況等問題があると認識をしています。これらの調査結果とあわせて、当該施設の利用状況等を加味した上で、内容を十分精査して対応を検討したいと考えています。

○亀田委員 私から1点だけ質問とお願いをしたいと思います。

橿原市にあります橿原公苑の陸上競技場で、ナイトランが実施されていますけれども、その点についてお聞きします。それに関連して、「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の127ページ、橿原公苑整備事業で予算計上されており、陸上競技場のトラックもその中に入っていますが、どの程度の整備になるのか、全面的にトラックを張りかえるのかなど、もしわかれば教えていただけたらと思います。

〇村上スポーツ振興課長 ご質問をいただきました橿原公苑整備事業については、トラックについては一部傷んでいるところの張りかえを予定しています。そのほかに、芝生が傷んでいる状況ですので、これについても手を入れたいと考えています。

○亀田委員 一部張りかえということですので、そんなに影響はないのかと思うのですけれども、要は何が言いたいかといいますと、ナイトランのニーズというか利用者がかなり多いように思えるのです。私も実際に利用することが多いのですけれども、結構な人数が走ったり歩いたりと、よく拝見しますけれども、集計などとっていて、数があれば教えていただきたいと思います。

〇村上スポーツ振興課長 今年度、2月末現在の集計ですけれども、1日平均で211名

にご利用いただいてるところです。

○亀田委員 多分、季節や時期によっても、大きく違ってくると思うのですけれども、実際よく聞いているのは、今、月水金の夕方5時から夜9時までの利用になっていると思うのですけれども、利用頻度をもう少し上げてほしいという意見が結構多いです。月水金と限定されていますと、私も走りたいと思うときに走れないという日があり、できれば月水金だけではなくて、火木土も稼働させて、もう少し利用者がふえる見通しであれば、そう取り組んでいただけたらと思うのですけれど、そのあたりをどのように考えておられるのかお聞かせいただけたらと思います。

○村上スポーツ振興課長 委員からご指摘をいただきましたように、特に秋のシーズン、9月から11月のシーズンについては、奈良マラソンに向けて練習される方がかなり多くなります。奈良マラソンで、ランニングクリニックという事業をあわせてやったりもしていますけれども、来年度についてはかなり人数が混雑化している日もあると伺っていますので、奈良マラソンのランニングクリニックを、委員からご指摘いただきました月水金以外の日に、月1回ですけれども、分けてするという取り組みを予定しています。ほかの日に広げることについては、その状況も見ながら、今後、利用者の状況を精査していきたいと考えています。

○亀田委員 できましたら通年にわたって、もう少し利用の頻度が拡大できるようにぜひ ご検討いただいたり、もし可能であれば、例えば1カ月、2カ月試しで期間を設けていた だいて、利用者がどのくらいふえるのか統計をとっていただいてから判断していただくと いうのも一つの方法かと思います。

あともう一つ、細かいことで大変恐縮ですけれども、午後5時から午後9時までということですけれども、午後9時までは走れないです。10分前ぐらいから帰ってくれという雰囲気を感じるので、午後9時まで走って、そこから片づけなどをしていただけるとありがたい。10分、15分ぐらい前からそろそろ終わってくださいという感じで、午後9時ぎりぎりまで走れない状況も結構もあるようですので、午後5時から午後9時とうたっているのであれば、午後9時までしっかり走れて、午後9時の時間が来てから消灯準備等々していただけたらと思いますが、それは要望として申し上げておきます。

〇山中委員 まず歳入の関係で1点お聞きをします。歳入の関係については、「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の、 一般会計における主な歳入の説明で県税の内容についてお伺いをします。 税収そのものは前年度比を見ると、6月補正予算以降66億円で、全体では1,170億円で、比率も6%アップと掲載されていますが、アップをした理由について、もちろん景気が好転をしてきたさまざまな理由があるかと思いますが、この特徴についてまず1点お伺いをします。

次に、総務部にお聞きをしますが、「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の129ページ、市町村住民避難対策支援事業が新規事業で上がっています。事業内容も若干書かれていますが、何と申しましても昨年の9月に発生をした関東・東北豪雨による、特に常総市の鬼怒川の堤防が決壊をしたことを受けて、国土交通省でも洪水の災害リスクの軽減、治水対策を今後どうしていくかということで、有識者の委員会で会合が持たれたと聞いています。その際に、市町村を超えた広域避難計画の整備や市町村が適切に避難勧告が出せるような国としての一定の支援ができないかといった提言もなされたとも聞いています。

本県では、昭和57年8月に起きた大和川の大水害から、ことしでちょうど30年とお聞きしています。30年前の大水害は、奈良県内では死者、行方不明者16名、浸水をした家屋が1万2,000軒以上で、非常に甚大な被害が発生したという記憶もあるわけです。そこで、予算は72万円と大変少ないわけですが、具体的にどのように事業に取り組んでいかれようとしているのかお聞かせをいただきたいと思います。

くらし創造部に1点お聞きをします。「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の112ページ、青少年社会的自立支援事業です。この中身は、私ども同僚議員が昨年提案して、ひきこもり相談窓口を今年度から県庁1階の内部に設けていただきました。ひきこもり相談窓口には、私自身も県民から相談をいただき、そちらにつながせていただいた経緯もありますが、これまでの取り組み状況と、それを受けて平成28年度はこのように展開をしていこうと、課題を踏まえてのさまざまな思いも持たれているかと思います。その点について、具体的に教えていただきたいと思います。

最後になりますが、景観・環境局に1点お聞きをします。昼休みなりますと、庁内放送で、部分的には消灯を促す放送が流れ、よく耳にします。実際にその時間帯の庁内を歩きますと、オフィスの明かりをほとんど消されて休まれている。ここ県庁そのものを1事業所として温暖化防止に取り組まれている、職員の姿を見させていただきます。大変ご苦労さまです。このように職員が取り組んでいる室内の温室効果ガスの削減目標を掲げた、第

3次計画では奈良県庁ストップ温暖化実行計画ということで実施をされていますが、実は 平成10年から、名称が違いますが、県庁のエコオフィス21という取り組みから始まったという資料を見せていただきわかりましたが、それから約17年間、現在取り組まれているのが、先ほど申しました第3次計画です。この奈良県庁ストップ温暖化実行計画の第3次計画もいよいよ平成25年度、平成26年度、平成27年度と、今年度が最終の取り組みということに、この第3次計画もなろうかと思います。この取り組みを総括して、次期の計画にということもあろうかと思いますが、温室効果ガスの削減目標の、第3次計画の進捗状況等についてお聞かせください。以上、よろしくお願いします。

〇北條税務課長 平成28年度の県税収入についてご質問いただきました。平成28年度の県税収入については、本年度の税収決算見込みをベースに地方財政計画や本県の経済動向、過去の徴収動向等を参考にしながら、的確な税収見込みに努めたところ、1,170億円と、前年度当初予算と比較して66億円の増収を見込んでいるところです。

大きな特徴としては、前年度予算に比べて法人関係で法人事業税については、委員もお述べになりましたように、景気の回復基調を反映していること、大きなところでは税制改正があり、地方法人課税の偏在是正措置があり、例えば奈良県の1人当たりの法人関係の税金を東京都と比べると6倍以上あいていることがあり、法人事業税について一部国税化して、地方法人特別税が実施されており、一旦、法人事業税を国の税金として国に渡して、国から財源が少ないところに配分されるという制度ですが、その分が消費税8%になった段階で3分の1に縮小しました。そういったことがあり、法人事業税が25億円の増収となっています。また、法人県民税については、逆に地方法人特別税の規模を縮小した分、法人県民税から地方法人税という形で一部国税化して交付税原資化に充てられていますので、伸びが非常に少ない形になっています。

その次に特徴的なことといいますと、地方消費税について、消費税率引き上げに伴う反動減の影響がおさまり消費の拡大基調があること、消費税率引き上げに伴い、先ほど今井委員のご質問にもお答えしましたが、事業者が消費税を納めるのは2カ月後に税務署に納めて、その2カ月後に国から県に入ってきます。特別に5%から8%に上がったときに、事業者が確定申告のときにその差額分を払う制度もあり、平成26年度税収が、税額が上がった平成26年度ではなくて平成27年度にずれ込んだりなど、いろいろな影響がありましたが、平成28年度についてはそういった影響がなくなり、平年度化すると考えています。その結果、地方消費税が31億円の増収となることを見込んでいます。消費税率の

引き上げに伴う増収分については、先ほども申し上げたように、社会保障政策に要する経費に充当することにしており、平成28年度は約88億円、社会保障経費に充てると予算計上しています。以上です。

〇中澤知事公室次長(防災統括室長事務取扱) 市町村住民避難対策支援事業についてお答えをします。

委員もおっしゃられましたが、昨年9月に発生した関東・東北豪雨、広い範囲が浸水被害発生をしました。この災害ですけれども、一部地域で避難指示の発令が堤防決壊後になったりなど地域間で格差が出ています。それから避難所の位置が適切でないというさまざまな課題が指摘をされたところです。的確な避難勧告等の発令や、安全な避難所の確保といった点ですが、市町村が適切な防災対策を実施する重要性を改めて認識をしたところでした。

そのために、本県においても大規模な浸水被害を想定して、流域市町村間で避難勧告等の判断に不整合が生じないように、まずは大和川流域11市町を対象に、国の大和川河川事務所、気象台、県が加わって、ともに検討を始めたところです。具体的には河川事務所で、浸水想定区域単位や市町村単位で、避難判断水位を示していただきます。これに基づいて各市町村で、災害時に取るべき行動をあらかじめ時系列で整理している、いわゆるタイムラインで、これを作成します。これによって、市町村間での避難勧告の発令基準で不整合が生じない、整合性がとれる方向で検討を進めたいと考えています。また、市町村の区域内で安全な避難場所が確保できない場合は、市町村の境界を超えた広域な避難対策や住民への周知方法についても検討をしていきたいと考えています。ことしの出水期までに一定の成果を出せるように取り組みを進めたいと考えています。

その後11市町での検討結果に基づき、県内のほかの市町村へも取り組みを拡大していきたいと考えています。以上です。

○森青少年・生涯学習課長 ひきこもり相談窓口についてお答えします。

ひきこもり窓口の相談状況ですが、平成27年4月に開設しましたひきこもり相談窓口は、臨床心理士の資格を持つ専任の相談員2名を配置し、ひきこもり状態の本人やその家族からの電話相談や来所相談に対応しており、平成28年2月末現在の相談状況は、電話相談が延べ831件、来所相談が延べ327件、相談者実数が224人となっています。ひきこもり相談窓口では、カウンセリングを行うとともに、ひきこもり状態の本人の状況把握に努めており、状況に応じた必要な支援を行っています。少しずつではありますが、

就労につながった事例なども出てきています。

来年度の取り組みですが、平成28年度は専任の相談員1名を増員して相談体制の充実を図るとともに、新たに県、中南部の3カ所程度において出張相談を定期的に実施します。また、ひきこもり当事者の家族に向けた集団支援として北部、中南部のそれぞれの1カ所で、家族の不安を和らげ、子どもと真摯に向き合っていける取り組みとして、ひきこもり当事者とどう接するかなどを学ぶとともに、家族同士が交流できる場を提供します。さらに加えて、専門的スキルを持った臨床心理士による家庭への訪問支援の回数をふやすなど、支援の充実を図ります。以上です。

〇柳原環境政策課長 奈良県庁ストップ温暖化実行計画第3次の温室効果ガス削減目標の 進捗状況についてお答えします。

第3次の奈良県庁ストップ温暖化実行計画は、第1次奈良県エネルギービジョンの策定とあわせ、平成25年度から平成27年度までの3カ年を計画期間として策定し、温室効果ガス排出量については、平成22年度の排出量2万1,959トンに対し、平成27年度に6.5%、量として1,427トン削減するという目標値を設定しています。この目標達成に向けて、これまで県施設の電気使用料、庁舎燃料、公用車燃料の削減等を図ってきたところであり、平成25年度では8%、量として1,754トン、平成26年度では12%、量としては2,627トンと目標値を上回る削減となっています。

現在、平成28年を初年度とする第4次の実行計画を取りまとめているところであり、 引き続き本庁及び出先機関が全庁的に連携し、さらなる温室効果ガスの削減に向けて、積 極的に取り組みたいと考えています。以上です。

〇山中委員 まず、歳入の部分で詳細に特徴等について答弁いただきました。66億円の 増収ということで、これは法人税とここに掲げています地方消費税、この分で見ますと2 4億円、そして31億円ということで、およそ60億円近くの増収が記載されています。 この要因は、先ほどからありますように、景気の回復基調を反映したもの、逆に言います と、法人税は景気に左右されなかなか安定的な財源ではない面も一部あろうかと思います。 一方で、答弁でもいただいたように、増収分の内容については、16ページに記載されて いますように、経費のところでは962億円の費用を社会保障4経費に充てていただいて います。中でも消費税の引き上げ分で、87億9,200万円が今回計上されています。 あす以降の委員会でもしっかりと使われる社会保障の内容についてお聞きしたいと思いま すが、今後ますます少子・高齢化が進む中で社会保障関連費用がふえることが予測をされ るわけです。そこで、地方消費税も含め、安定した税収を今後もどのように確保していく かが大変重要になると考えます。

そこで、この点について再度、総務部長にお聞きをします。

○野村総務部長 今回の66億円の大きな内訳としては、法人事業税関係、地方消費税関係でした。今回伸びているのですけれども、今後、税のことを考えますと、予断を許さない状況ではあろうかと思います。また一方、川田委員からもお話がありましたが、県民税については、市町村とともにとっている部分があります。その部分の徴収対策という意味で、市町村と一緒になって努力しているというところもあります。このような取り組みを一生懸命やりながら、まずは自主財源の税収確保が極めて大事ですので、この税収確保の取り組みに邁進していきたいと思っています。以上です。

〇山中委員 今、税収確保に向けてという話もありました。今後、消費税も2017年4 月になりますと、今のところは10%引き上げも予定をされています。そういった中で、 先ほど申しました16ページの社会保障のさまざまな関連事業が今後どういう形で優先順 位を持って取り組まなければならないかも一定方向性として示していただきたいと思いま すので、この件については税と社会保障制度ということで、知事にもお聞きをしたいと思 います。

市町村避難対策支援事業でお聞きをしました。昨年の鬼怒川の堤防決壊という、甚大な被害をもたらしたことが大きな要因だということで、奈良県でも先ほど申しましたように、昭和57年、30年前に同じような大きな被害にも見舞われていますので、そういう中で、河川課ではこの記憶を風化させてはならないと、しっかり取り組んでいくことも始まっているかと思います。そんな中で、今回11市町というモデル的な避難対策に向けた支援の取り組みですが、方向性を一定示していただいて、それをさらに拡大する形で県全域に、統一性のとれた避難指示等の内容を示していただきたいと思います。私どもの会派の国土交通大臣として石井がおりますが、特に避難の部分については、現況の施設では防ぎ切れない大洪水は必ず起こるという意識を、社会全体が持つことも大変重要な鍵だと申しています。一定、今つくっていただきます基準、タイムラインに従ったさまざまな行動計画も作成されていくかと思いますが、こういった意識の啓発も含めてお願いをしたいと思います。

くらし創造部で私どもが言っており、進めてきたひきこもり相談窓口に件についてありがとうございます。平成28年度の新たな取り組みをお聞かせをいただきました。想像以

上に相談件数が多いのも実感ですし、まだまだ来庁者も少ないですけれども、本人へのアプローチがどれだけできているのかもあろうかと思います。そんなことを含めて今後は、家庭の訪問という、アウトリーチも含めて、しっかりやっていただけるとお聞きをしましたし、今、ほとんど県の北部で対応していただいていますので、今度は奈良県全域に渡るようにと、南部への訪問、出張的な相談窓口の展開もしていただけるようですので、よろしくお願いしたいと思います。

最後になりますが、温暖化防止、温室ガスの削減に向けた取り組みで、第4次を念頭に置きながら進めていただいてると。数字的には、大変大きくクリアできた数字であるとお聞かせをいただきました。しかし、昨年の2月にパリで開催をされたCOP21では、日本は2030年度に温室効果ガスを26%削減するという目標を掲げ、世界共通の長期目標として産業革命前からの温度上昇を2度未満に抑えるというパリ協定が採択をされたと聞いています。奈良県では国の26%削減目標を踏まえて、奈良県環境総合計画の中では2030年度までに30.9%を削減するという大きなテーマ、目標も掲げておられます。今後、地球温暖化防止に向けた県民、事業所としての模範となる取り組みが一層望まれると思います。そういう点を踏まえて、第4次計画策定に向けて取り組んでいただきますよう要望して、質問を終わります。

〇田尻委員長 質疑の途中ですか、しばらく休憩をいたします。3時30分を再開といた します。

15:17分 休憩

15:32分 再開

〇田尻委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、発言を願います。

○阪口副委員長 「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計 2月補正予算案の概要」の141ページ、産業廃棄物指導監督強化事業で、特に不適正処 理に係る悪質事案への指導監督を強化するための体制整備等と書かれています。御所市で 産業廃棄物処分場で火災がありました。これについては、文教くらし委員会で宮本委員か らも質問がありました。そこで、県が現在どういう調査をされているか、進捗状況をお聞 きします。

〇西井廃棄物対策課長 御所市にあります産業廃棄物最終処分場火災のその後の状況について、最終処分場の現在の状況と県の対応についてお答えします。

平成26年12月、平成28年1月とおよそ1年の間に2回の火災が発生したことは県 としては重く受けとめており、業者に対して現地調査等の必要な調査を行うことにより、 原因を究明し、その対策について改善計画書として報告するよう求めているところです。

現在のところ、業者から改善計画書は提出されていませんが、原因の考察、再発防止、 改善策について検討中である旨を確認しています。なお、廃棄物対策課や景観・環境総合 センターの職員が毎日継続して現場監視を行っています。県は今後、現地の状況を確認し つつ、業者から提出される改善計画書が妥当であるかどうかについて、専門家にも意見を 求めた上で検証を判断してまいります。以上です。

○阪口副委員長 引き続き調査していただくということと、その結果をこちらにも報告していただきたいということで、よろしくお願いします。以上です。

2点目は、超過勤務のことですが、私は何回も実退庁時間を教えてほしいと言っている わけです。そうでないと、超過勤務をどのくらいしたのかわからないと。答弁では、先般 も出退勤システムのデータが膨大であるというお答えでした。そこでお聞きします。どの ようなソフトを使っておられるのでしょうか。

○枡井人事課長 出退勤システムのお問い合わせですが、平成20年1月から運用している出退勤システムは従来の出勤簿にかわるものとして導入しています。システムの仕組みは、職員が出勤時と退勤時に職員証を出退勤時刻読み取り機に通すことで、職員の出勤状況を把握するものです。出退勤時刻読み取り機に集まった職員の出勤状況は、休暇手当、出張などの事務処理を行う総務事務システムに転送することで出勤状況が確認できるというシステムになっています。

○阪口副委員長 聞いていますのは、私も質問に当たっては、日々雇用職員のことは弁護士とも相談していますし、ソフトについてはコンピューター専門の方とも相談をして質問をしているわけで、質問の後、コンピューター専門の方からどういうソフトを使っているのか、ソフト名を聞いたほうがいいのではないかというアドバイスもあって、質問をしているわけです。質問している内容とは違うと思うのですが。

〇枡井人事課長 繰り返しになりますけれども、読み取ったデータを総務事務システムに 転送するというシステムになっています。

○阪口副委員長 この件については総括審査で質問しますので、ここの部分はこれで置いておきます。

この間の答弁では、超過勤務手当支給時間が昨年度1人当たり55分というお答えでし

た。私が職員から聞いている聞き取りと、先般見せました午後9時40分の写真とは大きく食い違うわけです。知事の答弁はそのときに、午後9時40分はそういう感じですが、 午後10時になったら電気が消えていると。私が言っている質問とは大分認識が違うので、 知事に総括審査でお聞きをします。

そこで、人事課に聞きたいのは、午後6時以降になりますと、退勤する場合は本庁舎地下1階の警備員がいるところで、退勤簿のノートがあるのですか。私は確認していませんが、各課、室ごとに作成されている退勤簿に書くのでしょうか。

- 〇枡井人事課長 午後6時以降退勤する場合は、記載します。
- **○阪口副委員長** 退勤簿の管理は、人事課なのか、管財課なのかと、退勤簿の保存期間に ついて教えていただきたいと思います。
- **〇枡井人事課長** 退勤簿については、庁舎管理上の必要性から記載しているものです。
- **○阪口副委員長** 私の質問は、退勤簿の管理は管財課なのですかと。それと、退勤簿の保存期間は何年ですかとお聞きしているわけです。
- **〇枡井人事課長** 庁舎管理上の記録ですので、管財課の所管と思います。保存期間は確認させてください。
- **〇田尻委員長** 管財課で、保存期間は確認をさせてください。今わからないと。
- ○阪口副委員長 私が質問をしていますのは、昨日、こういうお手紙が来まして。管財課が管理をしていると、この方が正しいのかどうかわかりませんので、そちらの確認を待って、この手紙のことをお教えしたいと。保存期間についても述べています。ですから、私も一定の情報をもとに発言をしているつもりです。ぜひ保存期間を確認していただきたい。保存期間が短いようであれば、それはそれで問題です。実際1年以上保存をして、どういう状況であったのかを公開する必要があるかと思います。私自身もなぜこういうことを聞いているのかと言いますと、この退庁時間をもとに実退庁時間の推認ができると考えたので、発言をしているわけです。場合によっては、開示請求をしたいという気も持っています。

次に、人事課が毎週水曜日に定時退庁の取り組みをされていると。このことについては、 意識改革としては非常にいいのではないかと思います。ただ、水曜日に帰れだけでは、新 規事業等もふえていますので、仕事がふえても職員の定数はふえていないと思うのです。 そういう中で、水曜日に早く帰れということになれば、仕事を持って帰ると、持ち帰り残 業につながると。このことについても、本会議では知事は、自分は仕事を持って帰ってい ると、そういうことを質問しているわけではないのです。このあたりの認識は総括審査で 知事にお聞きをします。そこで、人事課にお聞きしたいのは、退庁時間、定時に帰る時間 と仕事量の見直しをセットに考えないと、この運動は成功しないのではないかと。その認 識についてお聞きをします。

○枡井人事課長 仕事とセットで考えるのはおっしゃるとおりかと思います。限られた人員で多様な県民ニーズに応えていけるよう、絶えず業務改善を行っていかなければならないと考えています。業務量に関してですが、今のご質問とは少し食い違うかもしれませんが、これも繰り返しになりますけれど、特定の職員に仕事が集中しないように、業務配分の平準化を行っていくことも重要だと考えています。特定の職員に業務が集中し、超過勤務が多くなっている場合は所属長に対して、業務の変更や係異動などにより繁閑調整を行うようにお願いしています。さらに、特定の所属に業務が集中している場合には、来年度から組織・人事管理責任者を置きますので、部内の繁閑調整の役割を果たしていただきたいと考えているところです。

○阪口副委員長 人事課の質問はこれで終わります。総括審査に回します。

最後に申し上げたいのは、県の職員は県民に奉仕していただくことだと思いますが、やはり県職員のワーク・ライフ・バランスや、勤務環境の整備をきちんとしてあげていないと、本当に真の仕事はできないと思うのです。そういう立場で私は発言していますので、ぜひ人事課も、県職員の勤務環境の整備について改善をお願いしたいと申し上げて終わります。

○西川委員 「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の12ページ、軽油引取税の滞納分が8,300万円と計上されています。8,300万円は非常に大きいので。というのは軽油で32円10銭という軽油税が今課せられており、現にもともと平成14年については24円30銭ということだったのですが、7円80銭の軽油増税をしたいということから、全日本トラック協会で総額200億円という中で、トラック協会に対しては180億円、バス協会には20億円という割合を交付金として返すという、当時の事情でしたけれども、そういうことで我々業者は納得した経緯があります。その中でこの8,300万円は、過日あった不正軽油の納税額であるのかどうかを税務課長にお聞ききしたいです。

〇北條税務課長 軽油引取税の滞納繰り越し分についてお答えします。今委員からご質問がありましたように、軽油引取税については、基本的には特別徴収という形で軽油を買っ

た人がその場で払って、業者が納めますので、その分についての徴収率はほぼ100%に近い、若干いろいろなことがありますが、100%近く入ってきます。この滞納額について、今おっしゃったように、不正軽油に関する事案、昔あった事案で残っている分についてと、一昨年9月に強制調査に入りことしの3月4日に判決がおりた事案があり、その事案においては、軽油引取税について715万リットルを製造販売して、不正に軽油引取税1億5,000万円免れたという事案もありました。そういった大口事案があり、来年度8,300万円という形で上げています。委員がお述べのように、その内容については不正軽油です。

○西川委員 丁寧なご回答をいただいたのですが、715万キロリットルの不正というのは莫大な量です。60億円余の軽油引取税を計算しますと、約18万7,000キロリットルで、1年間の奈良県の軽油引き取り料がこの量という中で、715万キロリットルを不正軽油で売買をしたのは大罪で、そうしたら税務課長がお述べのように、この中で特定の納付者については1リットル当たり1円という還付が、石油協同組合に入っていると思うのですけれども、そのような中でのスタンドが715万キロリットルも不正軽油を製造されたことは重大な脱税だと思います。自動車業界としてもそれなりに襟を正しながら、私が会長のときに申し上げていましたのは、国有の道を通るという商売をしている以上、社会にはそれなりの還付をしなければいけないし、またそれなりの貢献をしてくださいと各業者にお願いをしていたわけです。その中で、このような重大な事件が出たということで、業界もなお一層反省をしながら、事業を進めていかなければいけないと思ったわけです。

〇北條税務課長 単位を間違えて言ったかもわかりません。 7 1 5 万リットルです。キロリットルではなくて、 7 1 5 万リットルです。

- 〇西川委員 715万リットル。
- **〇田尻委員長** 西川委員、よろしいですか、大分変わりますけれど…… (発言する者あり) よろしいですか。(発言する者あり)

ほかに質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇今井委員** 先ほどの長時間勤務の問題ですけれども、どのくらいの期間、写真を撮られていたのでしょうか。
- ○枡井人事課長 はっきり覚えていませんが、12月から今までです。週1回ないし2回

です。

- **〇今井委員** 12月から1月、週1。そうしたら、その間、午後10時以降で命令に基づいて手当を払っていた実績を出すのはそんなに難しくないかと思うのですけれども、どうでしょう。
- **〇枡井人事課長** 難しいと思っていまして、電気がついているというだけの事実ですので、 その職場に何人残っているか、1人でも残っていれば電気がついている場合もありますの で、なかなか難しいと考えています。
- **〇今井委員** 電気がついていることを言っているのではないのです。県が、午後10時以 降深夜手当をつけて払っている実績ですけれども。
- **〇枡井人事課長** 命令が出ている分はわかります。
- ○今井委員 その資料の提出をお願いしたいと思います。
- **〇田尻委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇田尻委員長 それでは、きょう、審議の中で資料請求等、そして意見の統一等も含めて、 各委員からいろいろな意見が出されました。資料請求等も含めて、この予算審査特別委員 会に提出を早急に整理をしていただいて出していただくようお願いします。

それでは、これをもって歳入、総務部、くらし創造部、景観・環境局の審査を終わります。

明3月15日は、午前10時より地域振興部、南部東部振興、教育委員会の審査を行います。

それでは、本日の会議を終わります。